

近代外国人関係法令年表(7)

村上義和  
橋本誠一

| 年次          | 法令  | 関連事項   |
|-------------|---|--|
| 一九一八<br>大正七 | <p>1・8内務省、大阪府下藤商方において藤細工職に従事する目的をもって居住並労働従事許可を出願した中国人三名に対し、明治三十三年省令第二条の「製造」労働に該当する故をもって、不許可の決定を下す〔内務省秘三二七・大阪府知事宛内務大臣指令〕。〔外事警察関係例規集〕</p> <p>1・24外国人入国ニ関スル件(内務省令一)。</p> <p>「第一条 本邦ニ渡来スル外国ニシテ左記各号ノ一ニ該当スト認ムル者ハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ做フ)ニ於テ其ノ上陸ヲ禁止スルコトヲ得</p> <p>一、旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セザル者</p> <p>二、帝国ノ利益ニ背反スル行動ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図ル虞アル者</p> <p>三、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者(以下各号略)</p> <p>前項第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタルモノニシテ本國官憲ノ発給ニ</p> | <p>1・7南阿連邦ニ赴カントスル者ハ英國官憲ノ発給シ又ハ査証シタル旅券携帯ヲ要スル旨在本邦英國大使ヨリ通牒(外務省告示一)。</p> <p>1・9諸威國ニ入国スル者ハ成年者ノ同伴スル十二歳未満ノ小児ヲ除クノ外旅券携帯ヲ要スル旨在瑞典内田公使ヨリ報告(外務省告示二)。</p> |

近代外国人関係法令年表(7)

係リ在外帝国大使又ハ在外帝国領事官ノ査証ヲ經タルモノニ限ル

第二条 帝国臣民ノ入国ニ関シ旅券又ハ国籍証明書ノ提示ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付

テハ特ニ前条第一項第一号ノ規定ヲ其ノ旅券又ハ国籍証明書ニ当該国官憲ノ査証ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同条第二項中査証ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

第三条 本邦ニ渡来スル外国人ハ当該警察官吏ノ請求ニ応シ旅券又ハ国籍証明書ヲ提示シ及第一

条第一項各号其ノ他必要ナル事項ノ調査ニ関スル推問ニ対シ真実ナル陳述ヲ為スヘシ

1・25外国人入国ニ関スル省令取扱方(内務省秘二〇五・関係庁府局長官宛内務次官通牒)。《外事警察

関係例規集》

「二、制規ノ旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者若ハ他人ノ名義ヲ記載セル旅券又ハ国籍証明書ヲ使用スル者ハ其ノ上陸ヲ禁止スヘシ但シ其ノ所持セサル者ニシテ其ノ事情酌量スヘキ事情アリ且之ヲ上陸セシムルモ支障ナシト認ムル者ハ特ニ指揮ヲ受ケ上陸ヲ許可スルコトヲ得

五、支那人ニ就テハ省令第二条ニ依リ特ニ旅券又ハ国籍証明書ノ所持ヲ必要トセサルヲ以テ之ヲ携帶セサルモ上陸セシメ妨ケナシト雖省令第一条第一項各号該当者ニ就テハ一般外国人ノ例ニ依リ取扱フヘシ」

2・4「朝鮮」労働者募集取締規則(朝鮮總督府令六)。

「第一条 朝鮮外ニ於ケル事業ニ従事スル労働者ヲ募集セムトスル者ハ左ノ各号ニ掲ケタル事項ヲ記

載シタル願書ニ雇入契約書案ヲ添付シ募集地警務部長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ(略)

第四条 募集者ハ左ノ各号ヲ遵守スヘシ

一 事実ヲ隠蔽シ又ハ誇大若ハ虚偽ノ言動ヲ用イテ募集ヲ為ササルコト

二 十四年未滿ノ者ヲ募集セサルコト

三 父母又ハ之ニ代ハルヘキ監督者ノ承諾書ヲ有セサル二十歳未滿ノ者及夫ノ承諾書ヲ有

2・1外務省留學生規程改正(外務省令二)。

セサル婦女ヲ募集セサルコト(第二項略)

第五条

募集者ハ応募者ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シタル応募者名簿ヲ作り募集地出発前警察署長(警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、憲兵分遣所ノ長ヲ含ム以下同シ)ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ警察署長ハ応募者ノ民籍謄本若ハ抄本又ハ前条

第三号ノ承諾書ノ提示ヲ命スルコトヲ得

第十四条 本令ハ移民保護法ニ依ル移民取扱人ニハ之ヲ適用セス

2・4「朝鮮」墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則改正(朝鮮総督府令八)。

「第二条

墓地ハ府、面、洞其ノ他地方公共団体又ハ之ニ準スヘキモノニ非サレハ新設スルコトヲ得ス但シ一族又ハ合族ノ墳墓ヲ集葬スル為現ニ存スル墳墓ノ境域ニ依リ若ハ之ニ接続シテ墓地ヲ設ケムトスル場合又ハ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

2・8「樺太」外国人入国ニ関スル件(樺太庁令二)。

「第一条 樺太ニ渡来スル外国人ニシテ左記各号ノ一ニ該当スト認ムル者ハ其ノ上陸ヲ禁止スルコトアルヘシ

一 旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者(以下各号略)

前項第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタルモノニシテ本国官憲ノ発給ニ係リ在外帝国大使又ハ在外帝国領事官ノ査証ヲ経タルモノニ限ル

2・12外国人入国ニ関スル件(警保局外丘三・各庁府県長官宛警保局長通牒)。(外事警察関係例規集)

「旅券並国籍証明書等ノ査閲ハ其ノ上陸スル者ニ対シテ最モ厳密ニ之ヲ執行シ其ノ単ニ通過スル者ニ対シテハ之ヲ簡略シ差支ナシ」

2・13 「朝鮮」外国人渡来ニ関スル件(朝鮮総督府令一四)。

「第一条 朝鮮ニ渡来スル外国人ニシテ左記各号ノ一ニ該当スト認ムル者ハ警務部長ニ於テ上陸又ハ入域ヲ禁止スルコトヲ得

一 旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者(以下各号略)

前項第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタルモノニシテ本国官憲ノ発給ニ係リ在外帝国大使又ハ在外帝国領事官ノ査証ヲ経タルモノニ限ル」

2・13 内務省、大阪府下整毛工場に居住し同所で刷子原料(羊毛類)の選分・晒・箱詰等に従事する目的をもって居住並労働従事許可を出願した中国人四名に対し、不許可の決定を下す(内務省改警一八・大阪府知事宛内務大臣指令)。《外事警察関係例規集》

2・19 「台湾」外国人入国ニ関スル件(台湾総督府令七)。

「第一条 本島ニ渡来スル外国人ニシテ左記各号ノ一ニ該当スト認ムル者ハ厅长ニ於テ其ノ上陸ヲ禁止スルコトヲ得

一 旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者(以下各号略)

前項第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタルモノニシテ本国官憲ノ発給ニ係リ在外帝国大使又ハ在外帝国領事官ノ査証ヲ経タルモノニ限ル」

2・26 「朝鮮」京城工業専門学校規程改正(朝鮮総督府令一七)。

2・26 「朝鮮」書堂規則(朝鮮総督府令一八)。

「第一条 書堂ヲ開設シタルトキハ左ノ各号ノ事項ヲ具シ府尹、郡守又ハ島司ニ届出ツヘシ(略)

第五条 左ノ場合ニ於テハ道長官ハ書堂ノ閉鎖又ハ教師ノ変更其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ

2・21 瑞典ニ入国スル本邦人ノ携帯スル旅券査証ニ関スル件(外務省告示三)。

「瑞典ニ入国スル本邦人ノ携帯スル旅券査証ニ関シテハ今後旅券発給地ノ瑞典公使又ハ領事ノ査証ヲ要シ又丁抹国ニ入国スル本邦人ハ同国官憲ノ査証セル旅券ヲ携帯スルヲ要スルコト

得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 公安ヲ害シ又ハ教育上有害ナリト認メタルトキ

2・26「朝鮮」書堂規則發布ノ趣旨並ニ注意事項（朝鮮總督府訓令九）。

「書堂ハ其ノ由来学校ト同シカラス彼ノ多数ノ学童ヲ收容シテ学年、学期ニ依リテ学班ヲ組織シ各種ノ事項ヲ教授スルカ如キハ書堂ノ事業ト為スヘキモノニ非ラス之ヲ以テ書堂ノ学童數ハ多クモ三十人ヲ超エサル範圍ニ於テ之ヲ定メシムヘク（略）又書堂ノ教授ハ從來概シテ唯漢文ノ素說ニ止レリト雖土地ノ狀況並書堂ノ実情ニ依リ漸次勸奨シテ國語及算術ヲ教授セシムルヲ要ス（略）書堂教師中往往ニシテ偏見固陋時勢ヲ解セサル者アリ是等ニ付テハ平素其ノ思想ノ啓発ニ努ムルト共ニ其ノ言動ニ注意シ相当取締ヲ怠ラサラムコトヲ要ス」

2・26 外国人入国ニ関スル省令取扱方（内務省秘四九〇・關係厅府県長官宛警保局長通牒）。〔外事警察關係例規集〕

3・4 旅券等ニ添付ノ写真省略ノ件（内務省秘五二九・關係厅府県長官宛警保局長通牒）。〔外事警察關係例規集〕

「省令ニ依リ渡來外国人ノ携有スル旅券又ハ国籍證明書ニハ本人ノ写真ヲ添付スルコトヲ要スルモ露国人中Ungoloniニ属スル人種ハ宗教上写真ヲ撮影セサルヲ以テ是等ノ者ニ対シテハ写真ヲ代フルニ人相書ヲ添加セシムルコトト相成候」

3・22 外国人入国取締ニ関スル件（内務省閣審七・關係厅府県長官宛警保局長通牒）〔外事警察關係例規集〕

近代外国人關係法令年表（7）

ト為レリ

3・1 カナダ・コロンビア州議會に東洋人労働者排斥法案が提出される（不成立）。〔日本外交文書〕大正七年一冊

3・8 日本政府、日中共同防衛に關する協定締結の方針を閣議決定。〔日本外交文書〕大正七年二冊上巻

3・9 外務省留學生規程改正（外務省令四）。

「関東州内在住外国人ニシテ内地ニ渡来スルモノハ同地ニ帝国大公使又ハ領事官ノ駐在ナキ為メ其ノ旅券又ハ国籍証明書ニ対スル査証ニ代フルニ同都督府民政署長(官制ノ改正ニ依リ関東州警務署長)ニ於テ関東州在住証明書ヲ付与スルコト、為シ度旨拓殖局ヨリ照会アリタルニ対シ止ムヲ得サル事情トシテ承認相成候」

3・23 所得税法改正(法律五)。

3・23 戦時利得税法(法律九)。

「第一条 帝国内本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ戦時利得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二条 前条ニ該当セサル者本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ利得ニ付テノミ戦時利得税ヲ納ムル義務アルモノトス」

3・25 軍用自動車補助法(法律一五)。

「第一条 政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ対シ補助金ヲ下付スルコトヲ得(略)

第二条 補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ帝国民又ハ帝国民ノミヲ社員若ハ株主トシテ帝国法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ帝国内ニ於テ自動車製造所又ハ自動車ヲ有スルモノニ限ル

第十条 保護自動車ハ之ヲ輸出シ又ハ外国人ニ対シ譲渡シ、貸付シ若ハ担保ニ供スルコトヲ得ス」

3・26 関東州裁判事務取扱令施行細則改正(関東都督府令九)。

「第二条ノ二 外国人ノ遺産ノ保存処分ニ関スル手續ハ明治三十二年七月司法省令第四十号外国人ノ

遺産ノ保存処分ニ関スル手續ニ依ル

4・1 旧韓国貨幣ノ処分ニ関スル法律(法律三三)。

「朝鮮ニ於テ旧韓国貨幣條例ニ依リ發行シ又ハ通用ヲ認メタル貨幣ハ大正九年十二月三十一日迄従前ノ通用ス」

前項ノ貨幣ハ通用期間經過後五年間ハ政府ニ於テ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ  
棄錢ハ当分ノ内朝鮮ニ於テ従前ノ通用ス」

4・1 台湾銀行法改正(法律二七)。

4・1 朝鮮銀行法改正(法律二八)。

4・1 旅順師範学堂官制(勅令五一)。

「第一条 旅順師範学堂ハ支那人ノ児童ニ普通教育ヲ授クル教員ヲ養成スル所トス」

4・1 貨幣法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(勅令六〇)。

4・2 朝鮮人官吏ノ恩給、退職料及遺族扶助料等ニ関スル法律(法律三〇)。

「第一条 朝鮮人ノ旧韓国政府、統監府又ハ其ノ所属官署ニ在官又ハ在職シタル月數及明治四十三年勅令第三百十九号「朝鮮總督府設置ニ関スル件」第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル在職月數ハ本法ノ定ムル所ニ依リ官吏恩給法、官吏遺族扶助法、明治四十五年法律第十一号「朝鮮ニ於ケル学校職員ニシテ国庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ関スル件」ノ在官年數又ハ巡查看守退職料及遺族扶助料法ノ勤続年數ニ通算ス」

近代外国人關係法令年表(7)

4・2朝鮮人官吏ノ文官退官賜金ニ関スル件(勅令六二)。

「朝鮮人ニシテ旧韓国政府、統監府又ハ其ノ所属官署ノ文官判任以上ノ者ノ明治三十九年二月一日ヨリ明治四十三年八月二十八日ニ至ル期間内ニ於ケル在官日数及朝鮮人ニシテ明治四十三年勅令第三百十九号第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル者ノ其ノ待遇ヲ受ケタル在職日数ハ引続キ判任以上ノ文官ニ任セラレタル者ノ勤続日数ニ限り之ヲ明治二十三年勅令第九十八号ノ在官年数ニ通算ス」

4・4狩猟法改正(法律三二)。

4・4「閩東州」外国人取締規則(閩東都督府令一五)。

「第一条 外国人ニシテ左記各号ノ一ニ該当スト認ムル者ハ所轄民政署長、同支署長又ハ警務署長ニ於テ其ノ閩東州又ハ南滿州鉄道付屬地内ニ立入ルコトヲ禁止シ又ハ当該地域外ニ退去ヲ命スルコトヲ得

一 旅券又ハ国籍證明書ヲ所持セサル者(以下各頁略)

前項第一号ノ旅券又ハ国籍證明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタルモノニシテ本国官憲ノ発給ニ係リ在外帝國大公使又ハ在外帝國領事官ノ査証ヲ經タルモノニ限ル」

4・11台湾公学校規則改正(台湾總督府令一七)。

4・11「台湾」臨時戸口調査規則を廃止(台湾總督府令一八)。

4・11台湾總督府医学校医学專門部規則(台湾總督府令一九)。

「第八條 医学専門部ニ入学セムトスル者ハ品行方正年齢満十七年以上ニシテ左記各号ノ一ニ該当スルモノタルヲ要ス

一 台湾総督府中学校ヲ卒業シタル者

二 文部大臣ノ認可ヲ受ケタル中学校ヲ卒業シタル者

三 専門学校入学者検定試験ニ合格シタル者」

4・13 旅順師範学堂規則（関東都督府令二〇）。

「第十一條 入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十六年以上二十五年以下ニシテ関東州公学堂高等科卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ品行方正身体健全ノ者タルヘシ」

4・17 共通法（法律三九）。

「第一條 本法ニ於テ地域ト称スルハ内地、朝鮮、台湾又ハ関東州ヲ謂フ

前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第二條 民事ニ関シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其ノ地ノ法令ヲ適用スニ以テ上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間亦同シ

民事ニ関シテハ前項ノ場合ヲ除クノ外法例ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各当事者ノ属スル地域ノ法令ヲ以テ其ノ本国法トス

第三條 一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル

一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決処分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 一ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル者ハ他ノ地域ニ於テ之ヲ処罰スルコトヲ得

4・16 瑞西連邦政府ハ国境警察及外国人取締ニ関スル制令發布ニ付其要點（外務省告示四）。

「一、外国人カ瑞西國ニ入國スル為ニ要スル条件次ノ如シ

（イ）旅券又ハ之ニ相当スル身分証明書ヲ携帯スルコト

旅券又ハ之ニ相当スル身分証明

書ニハ到来者最終居住地ノ瑞西

國公使又ハ領事ノ査証ヲ受ケル

コトヲ要ス

（ロ）到来者最終居住地ノ当該官憲ヨリ

最近三箇月以内ニ交付セラレタ

第十四条 刑事ニ関シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其ノ地ノ法令ヲ適用スニ以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間亦同シ

一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ犯罪ヲ処断スル場合ニ於テハ前項ノ場合ヲ除クノ外犯罪地ノ法令ニ依ル但シ答刑ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス  
犯罪地ノ法令ニ依リ処断スル場合ニ於テ処断地ノ法令ニ答刑ニ関スル規定アルトキハ其ノ規定ニ依リ答刑ノ言渡ヲ為スコトヲ得

4・25 外国米ノ輸入等ニ関スル件(勅令九二)。

〔第一条 農商務大臣ハ時局ニ因ル米価ノ変動ヲ調節スル為左ノ事項ヲ為スコトヲ得

一 外国米、朝鮮米又ハ台湾米ノ輸入、移入、買入又ハ売渡ヲ為スコト

二 農商務大臣ノ指定シタル条件ニ依リ外国米、朝鮮米又ハ台湾米ノ輸入、移入、買入又ハ売渡ヲ為ス者ニ対シ補給ヲ為スコト

4・27 朝鮮總督府巡査及朝鮮總督府巡査補採用及給与令改正(朝鮮總督府令三二)。

4・27 朝鮮人タル看守及女監取締給与規程改正(朝鮮總督府令三二)。

5・8 戦時利得税法ノ一部ヲ台湾ニ施行スルノ件(勅令二二三)。

5・11 朝鮮林野調査令(制令五)。

〔第二条 林野ノ所有者ハ道長官ノ定ムル期間内ニ氏名又ハ名称、住所並林野ノ所在及地積ヲ府尹又ハ面長ニ申告スヘシ

ル犯罪人名簿ノ抄本又ハ品行証明書ヲ提出スルコト

5・4 本邦ヨリ北米合衆國及其屬領地ニ赴ク者ハ自己所有ノ同國行旅券ニ米國領事ニ於テ査証ヲ為スコト、為リタル旨在本邦米國大使ヨリ通知(外務省告示五)。

5・4 在京中国人留学生、同郷会などを開催

国有林野ニ付朝鮮總督ノ定ムル縁故ヲ有スル者ハ前項ノ規定ニ準シ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ其縁故ヲモ申告スヘシ(略)

第八条 道長官ハ林野ノ所有者及其境界ヲ査定ス(略)

第十五条 林野所有者ノ權利ハ査定ノ確定又ハ裁決ニ依リテ確定ス

5・11 朝鮮林野調査令施行規則(朝鮮總督府令三八)。

「第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ縁故ヲ有スル国有林野ニ付朝鮮林野調査令第三条ニ依リ申告ヲ為スヘシ

一 古記又ハ歴史ノ証スル所ニ依リ林野ニ縁故ヲ有スル寺刹

二 隆熙二年法律第一号森林法第十九号ノ規定ニ依リ地籍ノ届出ヲ為サカリシ為國有二帰属

シタル林野ノ従前ノ所有者又ハ其ノ相続人

三 開墾、牧畜、造林又ハ工作物ノ建設ノ為林野ヲ借受ケタル者

四 隆熙二年法律第一号森林法施行前適法ニ占有ヲ為シ引統禁養ヲ為ス者

五 国有林野ニ於テ入会ノ慣行ヲ有スル者

六 部分林ノ分収ノ權利ヲ有スル者

5・17 「朝鮮」戰時利得稅令(制令六)。

「第一条 朝鮮ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本令ニ依リ戰時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

5・17 朝鮮總督府看守採用規則改正(朝鮮總督府令四五)。

5・17 朝鮮總督府及所屬官學判任官、同待遇者臨時手当支給規則(朝鮮總督府令五〇)。

近代外國人關係法令年表(7)

して日中共同防衛協定締結に反対。

『日本外交文書』大正七年二冊上卷

5・16 日中陸軍共同防敵軍事協定調印。『日

本外交文書』大正七年二冊上卷

「第一条 朝鮮總督府及所屬官署ニ在勤スル判任官及同待遇者ニハ本令ニ依リ臨時手当ヲ支給ス（但

書略）

第二条 臨時手当ノ額ハ別表ニ依ル」

別表（抄）

| 区 別 | 俸給月額   | 臨時手当月額 |
|-----|--------|--------|
|     | 百円以上   | 十二円    |
| 同   | 六十五円以上 | 十一円    |
| 同   | 五十円以上  | 十円     |
| 同   | 四十円以上  | 九円     |
| 同   | 三十五円以上 | 八円     |
| 同   | 三十円以上  | 七円     |
| 同   | 二十五円以上 | 六円五十銭  |

5・17 朝鮮總督府看守教習規程改正（朝鮮總督府訓令三三）。

「第一条 新ニ採用シタル看守ニハ教習生ヲ命シ学科及実務ノ教習ヲ受ケシム（但書以下略）

第六条 教習ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行ヒ其ノ期間ハ三月トス

一 監獄学ノ大要

二 朝鮮監獄令及朝鮮監獄令施行規則

三 朝鮮刑事令ノ大要

八 朝鮮語（朝鮮人ニ在リテハ國語）」

5・17 朝鮮總督府及所屬官署囑託員、雇員、傭人臨時手当支給ノ件（朝鮮總督府訓令二四）。

「第一条 朝鮮總督府及所屬官署囑託員、雇員、傭人ニハ本令ニ依リ臨時手当ヲ支給ス但シ囑託員ニ

在リテハ内地人ニ付テハ月給百五十円以下朝鮮人ニ付テハ月給七十円以下ノ給料ヲ受クル者  
又ハ他ニ本務ヲ有セサル者傭人ニ在リテハ常傭人及繼續使用スル臨時傭人ニ限リ之ヲ支給ス」

5・18 共通法ノ一部ヲ施行スルノ件(勅令一四四)。

「共通法ハ同法第三条ノ規定ヲ除クノ外大正七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス」

6・6 樺太庁官制改正(勅令一九八)。

6・12 朝鮮殖産銀行令(制令七)。

「第四条 朝鮮殖産銀行ノ株券ハ記名式トス

帝国臣民又ハ帝国法令ニ依リ設立シタル法人ニ非サレハ朝鮮殖産銀行ノ株主ト為ルコトヲ得  
ス」

6・17 朝鮮民事令改正(制令八)。

6・19 台湾総督府及所屬官署判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ臨時手当支給規則(台湾総督府令三七)。

6・22 「朝鮮」地稅令改正(制令九)。

6・22 「朝鮮」市街地稅令(制令一〇)。

6・24 台湾總督府醫學校官制改正(勅令二五七)。

近代外國人關係法令年表(7)

5・19 日中海軍共同防敵軍事協定及同付屬  
書調印。『日本外交文書』大正七年二  
冊上卷

5・20 英領印度諸港ニ赴ク船舶ノ船員上陸  
方五買政庁ヨリ通知アリタル旨在孟  
買帝國領事ヨリ報告(外務省告示六)。

6・24 朝鮮人タル文官ノ給与ニ関スル件改正ノ件(勅令二五九)。

「第一条「朝鮮人タル文官ニ関シテハ朝鮮台湾滿州及樺太在勤文官加俸令ヲ適用セス」ヲ削ル

第二条「朝鮮人タル文官ノ俸給ニ付テハ別表ニ定ムル所ノ外高等官官等俸給令及判任官俸給令ニ依ル(但書略)」ヲ第一条トシ(略)

第一条 朝鮮人タル判任文官ノ等級ハ別表ニ依ル

6・28 台湾総督府医学校規則(台湾総督府令三九)。

「第一条 台湾総督府医学校ニ本科、予科及熱帯医学専攻科ヲ置ク(但書略)

第三条 予科ニ入学セムトスル者ハ品行方正、年齢滿十五年以上ニシテ台湾公学校実業科ヲ修業シタル者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルヲ要ス

第九条 本科ハ本島人ニ医学ヲ授クル所トス

第十条 本科ニ入学セムトスル者ハ予科修了者タルヲ要ス但シ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ハ特ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ」

7・1 「朝鮮」会社令改正(制令二二)。

「第三条第二項ヲ左ノ如ク改ム

商法第二百五十五条乃至第二百五十七条、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十二条及第二百六十二条ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ支店ヲ設ケタル外国会社ニ之ヲ準用ス」

7・3 「朝鮮」地方金融組合令改正(制令三三)。

「第二条 金融組合ノ組合員ハ組合ノ区域内ニ於テ住所ヲ有スル者ニ限ル」

7・5 巴奈馬ヨリ本邦へ渡来スル外国人ノ旅券査証ニ関スル件(警保局外閣一四七・関係庁府県長官宛警

7・2 英国ニ在ル会社又ハ個人カ一切其雇

用ニ係ル外国人ヲ同国ニ入国セシメントスルトキ許可ヲ得タル上旅券下付出願方(外務省告示八)。

保局長通牒。〔外事警察関係例規集〕

〔巴奈馬ノ如キ帝國公館ノ設置ナキ地方ヨリ出発シタル者ニ在リテハ途中米國ニ寄港スト雖モ同國ニ於テモ取締上通過旅客ハ一般ニ上陸ヲ禁シ居ル為メ遂ニ査証ヲ受クル能ハサルニ就テハ如斯事由ニ依ルモノニシテ他ニ支障ノ点ナキ者ナルニ於テハ旅券ニ査証ナキモ上陸方許可セラレ候様御取扱相成度〕

7・6 台湾達警例（台湾總督府令四三）。

7・10 朝鮮總督府及所屬官署ニ在動スル朝鮮人タル判任官及見習ノ臨時増俸ニ関スル件（朝鮮總督府令六九）。

7・17 憲兵補助員規程改正（朝鮮總督府令七一）。

7・20 渡來外国人ノ旅券ニ関スル件（内務省秘一五九七・關係庁府局長官宛警察保局長通牒）。〔外事警察関係例規集〕

〔在外帝國官憲ニ於テハ本邦ニ渡來スル外国人ノ所持旅券中其ノ発給ノ日付ヨリ計算シテ有効期限經過後ノモノト雖モ關係國官憲又ハ利益代表者カ之ニ査証シタルトキハ該旅券ハ之ヲ有効ト認メ査証ヲ与フヘキ趣ニ有之候処如斯事情不得巳ト認メラレ候条右御含ノ上取扱相成度〕

7・24 〔朝鮮〕地稅令施行規則（朝鮮總督府令七三）。

7・24 台湾醫師令施行規則（台湾總督府令五一）。

〔第一条 醫師免許ヲ受ケムトスル者ハ台湾醫師令第一條第一項ノ資格及住所、氏名ヲ記載シタル申

近代外国人關係法令年表（7）

請書ニ戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ戸口調査簿ノ抄本及資格ニ関スル卒業証書若ハ試験合格証書又ハ外国ニ於ケル医師免許証ノ写ヲ添ヘ台湾總督ニ提出スヘシ  
台湾醫師令第二条ノ資格ヲ有セサル者医師免許ヲ受ケムトスルトキハ住所、氏名、開業ノ地域及期間ヲ記載シタル申請書ニ戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ戸口調査簿ノ抄本及医術ニ関スル履歴書ヲ添ヘ開業ノ地域ヲ管轄スル庁長ヲ經由シ台湾總督ニ提出スヘシ  
前二項ノ申請ニ対シ免許ヲ与フルトキハ医籍ニ登録シ医師免許証ヲ下付ス

7・24 台湾醫師令ノ規定ニ依リ医師免許ヲ受クルコトヲ得ル者ノ資格（台湾總督府令五二）。

7・24 台湾齒科醫師令施行規則（台湾總督府令五四）。

「第一条 醫師免許ヲ受ケムトスル者ハ台湾齒科醫師令第一条第一項ノ資格及住所、氏名ヲ記載シタル申請書ニ戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ戸口調査簿ノ抄本及資格ニ関スル卒業証書若ハ試験合格証書又ハ外国ニ於ケル齒科醫師免許証ノ写ヲ添ヘ台湾總督ニ提出スヘシ  
台湾齒科醫師令第二条ノ資格ヲ有セサル者齒科醫師免許ヲ受ケムトスルトキハ住所、氏名、開業ノ地域及期間ヲ記載シタル申請書ニ戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ戸口調査簿ノ抄本及齒科医術ニ関スル履歴書ヲ添ヘ開業ノ地域ヲ管轄スル庁長ヲ經由シ台湾總督ニ提出スヘシ  
前二項ノ申請ニ対シ免許ヲ与フルトキハ齒科医籍ニ登録シ齒科醫師免許証ヲ下付ス」

7・24 台湾齒科醫師令ノ規定ニ依リ齒科醫師免許ヲ受クルコトヲ得ル者ノ資格（台湾總督府令五五）。

7・24 台湾私立医院規則（台湾總督府令五七）。

8・1 朝鮮總督府及所屬官署雇員採用ニ関スル件改正（朝鮮總督府令七六）。

「第八条〔内地人ニ在リテハ朝鮮語、朝鮮人ニ在リテハ國語ヲ除クノ外第五条ノ試験ノ成績總テ佳良ナル者ハ臨時雇員トシテ採用スルコトヲ得〕中『成績總テ佳良ナル者』ノ次ニ『及内地人ニシテ第七條ニ該当スル者』ヲ加フ」

8・3 外国人視察取締ニ関スル件（内務省秘一六二四・各庁府県長官宛警保局長通牒）。〔外事警察關係例規集〕

「一、尾行引繼ニ関スル事項

尾行視察ニ関シ從來ノ如ク單ニ敵國系若ハ漠然タル容疑ノ者ニ對シ之ヲ執行スルハ事務多端ノ際多數ノ警察官吏ヲ勞スルコトナリ為ニ注意力ヲ散漫ナラシムル虞アルヲ以テ當分ノ内稍々其ノ範圍ヲ縮小シ最も重要ナル者ニ對シ注意ヲ集中シ完全ナル視察ヲ遂クル為（略）特ニ嚴重視察方内際アリタル者若ハ其ノ所在ヲ失フトキハ危險ノ行動ヲ為スノ虞アル者視察上特ニ必要ナル者ニ對シテノミ尾行ヲ付シ視察ヲ加フルコト」

8・14 朝鮮總督府專門學校官制改正（勅令三三三）。

〔第十條ニ左ノ二項ヲ加フ

京城醫學專門學校ニ内地人生徒ノ為特別醫學科ヲ置ク」

8・20 「朝鮮」府尹又ハ面長ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ヨリ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ民籍ニ関シ証明ヲ願出タルトキハ無償ニテ証明ヲ為スヘシ（朝鮮總督府令八〇）。

8・21 台灣總督府國語學校及醫學校生徒學費及旅費支給規則改正（台灣總督府令六三）。

近代外國人關係法令年表（7）

8・2 日本政府、ウラジオストク派兵「シベリア出兵」を宣言（告示）。

8・3 富山県中新川郡西水橋町に米騒動起る（次いで全國に波及）。

8・24京城医学専門学校規程改正(朝鮮総督府令八三)。

9・13帝国政府ハ、仏国政府ヨリ日仏通商航海条約中第五条ノ約定ハ本年九月十日ヨリ一箇年後ニ於テ廃業スヘキ旨通告アリタル件(外務省告示一六)。

9・26国勢調査施行令(勅令三五八)。

「第一条 第一回国勢調査ハ大正九年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二条 第一回国勢調査ハ前条ノ時期ニ於テ帝國版図内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

一 氏名

二 世帯ニ於ケル地位

三 男女ノ別

四 出生ノ年月日

五 配偶ノ関係

六 職業及職業上ノ地位

七 出生地

八 民籍別又ハ國籍別

第二十三条 朝鮮、台湾及樺太ニ執行スル国勢調査ニ関シテハ第四条乃至第二十一条ノ規定ヲ適用セシ朝鮮総督、台湾総督及樺太厅长官内閣総理大臣ノ承認ヲ得テ別ニ其ノ手続ヲ定ム」

9・26旅順工科大学規則改正(関東都督府令三三)。

10・2軍需工業動員法ヲ朝鮮台湾及樺太ニ施行スルノ件(勅令三六八)。

9・2 英國政府ハ軍事監査官ヲシテ旅券事務ヲ取扱ハシムル制度ヲ本邦ニ於テモ実施スルニ付其要點摘録(外務省告示一五)。

「九月一日以後本邦ヲ去リテ他所ニ向ハムトスル英國臣民及英國領土ニ旅行シ又ハ英國領土内ヲ通過セムト欲スル他國民ハ其ノ旅券ニ付英國領事ノ通常ノ査証ノ外英國大使館付武官補佐官ノ職ヲ有シ在横濱総領事館内ニ事務所ヲ有スル軍事監査官ノ査証ヲ受クヘキモノトス」

9・29原敬内閣成立。

10・2 関東州及南滿州鉄道付屬地ニ於ケル軍需工業動員ニ関スル件(勅令三六九)。

10・21 台湾總督府工業學校規則(台湾總督府令七五)。

「第一条 工業學校ハ本島ノ内外ニ於テ工業ニ従事セムトスル内地人ノ男子ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」

10・29 朝鮮總督府及所屬官署委任官以下臨時手当支給規則(朝鮮總督府令一〇三)。

「第二条 委任官及委任官ノ待遇ヲ受クル者ノ臨時手当ハ左ノ各号ニ依リ之ヲ支給ス

一 本俸年額九百元以上ノ者ハ本俸年額ノ百分ノ二十五

二 本俸年額九百未満ノ者ハ本俸年額ノ百分ノ四十(第二項略)

第三条 判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ臨時手当ハ別表第一表ニ依ル

第四条 嘱託員ニシテ他ニ有給ノ官職ヲ有セス常時一定ノ手当ヲ受ケ日勤スル者ニハ左ノ各号ニ依

リ臨時手当ヲ支給ス

一 委任官ニ準スヘキ者ハ第二条ノ規定ニ依ル但シ内地人ニ在リテハ手当年額ノ十四分ノ十

ニ相当スル額ヲ以テ本俸ト看做シ其ノ額ヲ定ム

二 判任官ニ準スヘキ者ハ第三条ノ規定ニ依ル」

11・7 台湾總督府及所屬官署委任官、判任官並同待遇者臨時手当支給規則改正(台湾總督府令八〇)。

11・7 台湾總督府國語學校及醫學校生徒學費及旅費支給規則第二条ノ食費増給方改正(台湾總督府令八一)。

「大正六年十月府令第五十号中『一錢以内』ヲ『内地人生徒ニ在リテハ六錢以内、本島人生徒ニ在リテハ五錢以内』ニ改ム」

10・15 英國在留外國人ハ身分証明手帳ヲ所持スルヲ要スルコトト為リタル旨在

倫敦山崎總領事ヨリ報告(外務省告示一九)

11・1 今般在孟買桑島領事ヨリ旅券査証方

ニ関スル報告ノ要領(外務省告示二〇)。

11・9 朝鮮總督府警察官署旅費規則改正(朝鮮總督府令一〇五)。

「第二十七条 外国人ニシテ囑託員、雇員又ハ傭人タル者ニ支給スル旅費ハ支那人ニ在リテハ朝鮮人、其ノ他ノ者ニ在リテハ内地人ニ関スル規定ヲ準用ス」

11・14 旅順工科学堂規則改正(関東都督府令三八)。

11・21 傭人扶助令(勅令三八二)。

11・28 皇室典範増補。

「皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得」

12・4 朝鮮總督府巡查補及憲兵補助員ニ臨時手当支給ノ件(朝鮮總督府令一〇九)。

12・5 梨本官方子女王と李王世子娘との婚姻を勅許。『官報』

12・7 台湾總督府国語学校及医学校生徒学費及旅費支給規則ハ大正八年以降入学ノ国語学校公学師範部乙科生徒ニ適用セス(台湾總督府令八六)。

12・7 台湾總督府国語学校公学師範部乙科生徒学費支給規則(台湾總督府令八七)。

12・27 伊通商航海条約ハ明年六月三十日マテ効力ヲ存続セシムル趣旨ノ暫定取極成立(外務省告示三三)。

11・11 ドイツ、連合國と休戦協定調印(第一次世界大戦終わる)

12・2 埃及入国ニ関シ至急旅行ノ許可ヲ得ルノ必要アルトキ取扱方在本邦英国大使ヨリノ通知(外務省告示二二)。

12・10 米國連邦下院に、今後二年間外国移民の入国を停止するとの法案が提出される(不成立)。『日本外交文書』大正七年一冊

1・4 台湾教育令(勅令一)。

- 「第一条 台湾ニ於ケル台湾人ノ教育ハ本令ニ依ル  
第四条 教育ハ之ヲ分チテ普通教育、実業教育、専門教育及師範教育トス  
第六条 普通教育ヲ為ス学校ヲ分チテ公学校、高等普通学校及女子高等普通学校トス  
第九条 公学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢七年以上ノ者トス  
第十二条 高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ公学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス  
第十八条 実業教育ヲ為ス学校ヲ分チテ実業学校及簡易実業学校トス  
第二十条 実業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ公学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス  
第二十五条 専門学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ其ノ専門学校予科ヲ修了シタル者、高等普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス  
専門学校予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ公学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス  
第二十九条 師範学校予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ公学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス  
師範学校本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ師範学校予科ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス」

1・4 朝鮮総督府医院及道慈惠医院助産婦看護婦養成規程改正(朝鮮総督府令二二七)。

「第十三条中「朝鮮人タル生徒ハ一人月額七円以内、内地人タル生徒ハ一人月額八円以内」ヲ「一人月額十二円以内」ニ改ム」

1・13 米國オレゴン州議會下院に外國人士地所有禁止法案提出される(不成立)。  
《日本外交文書》大正八年一冊

1・7日米仲裁裁判条約ノ有効期間再延長ニ関スル協約(条約一)。

1・16「台湾」婦人扶助令施行規則(台湾総督府令九)。

1・27朝鮮李太王「高宗」薨去に付き国葬を行う(勅令九)。

1・28朝鮮人タル看守及女監取締給与規程改正(朝鮮総督府令九)。

2・3「朝鮮」李太王薨去に付き本日より三日間歌舞曲を停止する(朝鮮総督府令一〇)。

2・12台湾教育令発布ニ関スル件(台湾総督府諭告一)。

2・13故李太王葬儀を三月三日に行う(宮内省告示四)。

2・21朝鮮総督府及所屬官署雇員採用ニ関スル件改正(朝鮮総督府令一〇)。

2・25関東都督府巡査看守在勤手当支給規則改正(関東都督府令三)。

「第一条 巡査看守ノ在勤手当ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス

一 関東州内ハ月額十二円関東州外ハ月額十四円トシ一年ヲ加フル毎ニ二円ヲ増給「ス」(略)

但シ朝鮮人ハ関東州内ハ月額四円関東州外ハ月額六円ト「ス」(略)

三 練習又ハ教習中ハ月額六円トス但シ朝鮮人ハ月額四円トス」

3・19「朝鮮」宿泊及居住規則改正(朝鮮総督府令一八)。

1・12パリ講和会議始まる(6・28)。(ハ

『日本外交文書』巴里講和会議経過概

要)

1・27日本政府、対露方針要項を閣議決定。

『日本外交文書』大正八年一冊)

2・4英領香港政庁発表旅券規則訳文(外務

省告示一)。

「第一条 十五歳以上若ハ十五歳以上ト

認メラル、者ハ其ノ本国政府ニ依

リ若ハ其ノ本国政府ニ代リ発給セ

ラレタル旅券ヲ提示スルニ非サレ

ハ香港ニ入国スルコトヲ得ス

第三条 旅券所持者ノ英国臣民ニ非

サル場合ニハ其ノ旅券ニ英国外交

官領事官若ハ其ノ他ノ官憲ノ査証

アルコトヲ要ス」

2・8在日朝鮮留學生、東京で朝鮮民族大会

召集請願書と独立期成宣言書発表。(ハ

『現代史資料』朝鮮二)

3・1京城・平壤などで朝鮮独立宣言発表、

示威運動朝鮮全土に波及(三・一運動、

「同〔第一〕条第一項但書ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

營業ニ依ラスシテ外國人ヲ宿泊セシメタル者ハ前項ノ規定ニ準シ届出ツヘシ但シ宿泊人名簿ノ記載ハ之ヲ要セス」

3・25 北海道旧土人保護法改正（法律六）。

4・1 朝鮮總督府高等普通學校官制改正（勅令五九）。

4・1 朝鮮總督府女子高等普通學校官制改正（勅令六〇）。

4・1 台湾總督府高等商業學校官制（勅令六一）。

4・1 台湾總督府醫學專門學校官制（勅令六二）。

4・1 台湾總督府商業專門學校官制（勅令六三）。

4・1 台湾總督府商業學校官制改正（勅令六四）。

4・1 台湾總督府師範學校官制（勅令六五）。

〔第二條 台湾總督府師範學校ニ付屬公學校ヲ置ク

台湾總督ハ公立ノ公學校ヲ指定シ付屬公學校ニ代用スルコトヲ得

第三條 台湾總督府師範學校ニ内地人ノ為公學師範部又ハ小學師範部ヲ付設スルコトヲ得  
小學師範部ヲ付設シタル場合ニ於テハ台湾總督府師範學校ニ付屬小學學校ヲ置ク」

近代外國人關係法令年表（一）

萬歲事件。

3・11 外國旅券規則ニ依リ同一旅券ヲ以テ  
數次往復シ得ヘキ地指定ノ件追加（外  
務省告示三）。

4・1台湾公立高等普通学校官制(勅令六六)。

4・1台湾公立女子高等普通学校官制(勅令六七)。

4・1台湾公立高等女学校官制(勅令六八)。

4・1台湾公立実業学校官制(勅令六九)。

4・1台湾公立簡易実業学校官制(勅令七〇)。

4・1台湾小学校官制改正(勅令七一)。

4・1台湾公学校官制改正(勅令七二)。

4・5日本エクタドル修好通商航海条約(条約二)。

4・7朝鮮総督府及所屬官署試補及見習ニ関スル件(朝鮮総督府令四〇)。

「第一条 文官任用令第五条第一項第一号ニ該当スル者ヲ初メテ委任文官トシテ朝鮮総督府又ハ其ノ所屬官署ニ採用セムトスル場合ハ六月以上試補トシテ行政事務ヲ練習セシム(略)」

「第二条 文官任用令第六条第一号第一号及第四号又ハ明治四十三年勅令第三百九十六号「朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ関スル件」第五条ニ該当スル者ヲ初メテ判任文官トシテ朝鮮総督府又ハ其ノ所屬官署ニ採用セムトスル場合ハ六月以上見習トシテ行政事務ヲ練習セシム」

4・5日本エクタドル修好通商航海条約調印に際し、在米日本大使と在米エクタドル公使の間で移民問題に関する公文を交換。

4・7 朝鮮人タル看守及女監取締給与規程改正（朝鮮總督府令四二）。

4・11 醫師法改正（法律五七）。

4・12 關東庁官制（勅令九四）。

4・18 「朝鮮」憲兵補助員規程改正（朝鮮總督府令六五）。

4・18 「台灣」蕃人公學校規則改正（台灣總督府令二二）。

「第十三条ニ左ノ一項ヲ加フ

台灣神社例祭日ニ於テハ職員及生徒學校ニ參集シ學校長ハ台灣神社ニ關スル誨告ヲ為シ一同北白川宮能久親王ヲ奉祠セル神社ニ參拜又ハ廻拜ヲ為スヘシ」

4・18 台灣總督府師範學校規則（台灣總督府令三三）。

「第二十六条 予科及本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ身體健全品行方正ニシテ台灣教育令第二十九条ノ学力ヲ有シ予科ニ在リテハ年齡十三年以上本科第一學年ニ在リテハ年齡十四年以上ノ者トス

第三十六条 公學校教員講習科ハ公學校教員タルヘキ本島人又ハ現ニ其ノ職ニ在ル本島人ニ必要ナル講習ヲ為スモノトス

第四十二条 内地人教員養成ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル」

4・18 台灣總督府師範學校内地人教員養成規則（台灣總督府令二四）。

近代外國人關係法令年表（7）

4・18 台湾総督府師範学校付属小学校規則(台湾総督府令二五)。

「第一条 付属小学校ハ台湾小学校規則第一条ノ旨趣ニ依リ児童ヲ教育シ小学師範部生徒ヲシテ教育実習ヲ為サシメ且内地人児童教育ノ方法ヲ研究スル所トス」

4・18 台湾総督府師範学校付属公学校規則(台湾総督府令二六)。

「第一条 付属公学校ハ台湾教育令第五条及第七条ノ旨趣ニ拠リ児童ヲ教育シ師範学校本科生徒、公学校教員講習科生徒、公学校師範部生徒、臨時講習科生徒ヲシテ教育実習ヲ為サシメ且台湾人児童教育ノ方法ヲ研究スル所トス」

4・18 台湾総督府師範学校生徒学資給与規則(台湾総督府令二九)。

4・18 台湾総督府師範学校内地人生徒学資給与規則(台湾総督府令三〇)。

4・19 朝鮮総督府巡查及朝鮮総督府巡查補採用及給与令改正(朝鮮総督府令六六)。

4・19 「朝鮮」小学校及普通学校教員試験規則改正(朝鮮総督府令六九)。

4・21 「朝鮮」政治ニ関スル犯罪処罰ノ件(制令七)。

「第一条 政治ノ変革ヲ目的トシテ多数共同シ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ妨害セムトシタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス但シ刑法第二編第二章ノ規定ニ該当スルトキハ本令ヲ適用セス  
前項ノ行為ヲ為サシムル目的ヲ以テ煽動ヲ為シタル者ノ罪亦前項ニ同シ  
第二条 本令ハ帝國外ニ於テ第一条ノ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ亦之ヲ適用ス」

4・23 台湾公学校規則改正（台湾總督府令三三）。

「第四十四條ノ二 台湾神社例祭日ニ於テハ職員及児童學校ニ參集シ學校長ハ台湾神社ニ關スル誨告ヲ為シ一同北白川宮能久親王ヲ奉祠セル神社ニ參拜又ハ選擇ヲ為スヘシ」

5・1 台湾電力株式会社令（律令一）。

「第六條 帝國臣民又ハ帝國ノ法令ニ依リ設立シタル法人ニ非サレハ会社ノ株主ト為ルコトヲ得ス」

5・2 台湾公立高等普通學校規則（台湾總督府令四六）。

「第三十一條 第一学年ノ入学志願者カ入学ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試験ニ由リテ入学者ヲ選拔スヘシ

前項ノ入学志願者中修業年限六年ノ公學校ヲ卒業セサル者ニ就キテハ試験ニ由リ其ノ学力ヲ檢定スヘシ」

5・2 台湾公立女子高等普通學校規則（台湾總督府令四七）。

「第二十五條 第一学年ノ入学志願者カ入学ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試験ニ由リテ入学者ヲ選拔スヘシ

前項ノ入学志願者中修業年限六年ノ公學校ヲ卒業セサル者ニ就キテハ試験ニ由リ其ノ学力ヲ檢定スヘシ」

5・2 台湾公立簡身実業學校規則（台湾總督府令四八）。

5・2 台湾總督府師範學校、台湾公立女子高等普通學校及台湾公立実業學校師範科卒業者服務規則（台湾

近代外国人間係法令年表（7）

5・4 北京の学生ら、パリ講和会議における

山東問題処理に抗議し、示威運動を展開（五・四運動）。さらに、5・7 南京・上海で国民大会開催、青島還付を要求。『日本外交文書』大正八年二冊下巻）

総督府令四九。

5・13 旅順工科学堂予科規則(関東庁令一〇)。

「第一条 旅順工科学堂予科ハ本科ニ入学スル支那学生ニ須要ナル予備教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 予科ニ入学シ得ル者ハ中学校卒業又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ支那政府ノ派遣ニ係ル者

トス」

5・13 旅順師範学堂規則改正(関東庁令一一)。

5・20 中国及びタイ在留の帝国臣民に対し敵取引禁止令施行に関する件改正(外務省令二)。

5・26 朝鮮人タル巡查、巡查補、看守、女監取締及憲兵補助員ニ臨時特別手当給与ノ件(朝鮮総督府令九四)。

5・26 台湾小学校規則改正(台湾総督府令五一)。

5・26 台湾総督府高等女学校規則改正(台湾総督府令五二)。

5・26 台湾総督府中学校規則改正(台湾総督府令五三)。

5・26 台湾総督府商業学校規則改正(台湾総督府令五四)。

5・26 台湾総督府工業学校規則改正(台湾総督府令五五)。

5・26 台湾總督府及所屬官署委任官並同待遇者臨時手当支給規則改正（台湾總督府令五五〇）。

5・26 台湾總督府醫學專門學校規則（台湾總督府令五七七）。

〔第十三條 入學志願者カ入學ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試験ニ由リ入學者ヲ選拔スヘシ

前項ノ入學志願者中予科ニ在リテハ修業年限六年ノ公學校ヲ卒業セサル者本科ニ在リテハ予科ヲ修了セサル者及台湾公立高等普通學校ヲ卒業セサル者ニ就キテハ試験ニ由リ其ノ学力ヲ檢定スヘシ〕

5・26 台湾總督府高等商業學校規則（台湾總督府令六一〇）。

〔第一條 台湾總督府高等商業學校ハ本島ノ内外ニ於テ商業ニ従事セムトスル内地人ノ男子ニ須要ナル高等ノ教育ヲ施スヲ以テ目的トス〕

5・26 台湾公立高等女學校規則（台湾總督府令六三三）。

〔第一條 公立高等女學校ハ内地人ノ女子ニ高等普通教育ヲ施シ主トシテ家政ニ関スル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス〕

5・26 台湾公立實業學校規則（台湾總督府令六六六）。

〔第二十條 第一学年ノ入學志願者カ入學ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試験ニ由リテ入學者ヲ選抜スヘシ

前項ノ入學志願者中修業年限六年ノ公學校ヲ卒業セサル者ニ就キテハ試験ニ由リ其ノ学力ヲ檢定スヘシ〕

5・29 白耳義政府ハ連合國及中立國臣民ノ

回國入國ニ関スル規則ヲ制定シタル旨在本邦同國公使ヨリ通牒（外務省告示九）

〔白耳義國入國ノ條件左ノ通り

一、元敵國臣民ニアラサル連合國臣民  
右ハ各自國當該官憲ヨリ發給セル  
旅券ニ（略）白耳義檢査局ノ査証ヲ  
受ケタルモノヲ携帯スルコトヲ要  
ス

5・30「朝鮮」訴訟代理業者ニ弁護士タルノ資格付与ニ関スル件(制令三三)。

「明治四十四年制令第八号ニ依リ現ニ訴訟代理ノ業ニ従事スル者ハ本令施行ノ日より三十日内ニ朝鮮  
総督ニ申請シ其ノ認可ヲ受ケ且弁護士名簿ニ登録セラルトキハ弁護士タルコトヲ得」

6・2 所得税法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件(勅令二六六)。

6・5 関東州裁判令改正(勅令二七二)。

「第一条 関東州法院ハ関東長官ニ直屬シ関東州ニ於ケル民事刑事ノ裁判及非訟事件ニ関スル事務ヲ

掌ル

第二条 関東州法院ヲ分チテ地方法院及高等法院トス(略)

第三条 「関東都督府民政署長ハ左ノ民事刑事ニ付始審ノ裁判ヲ為ス(後略)」 削除

第五条 地方法院ハ民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ為シ且非訟事件ニ関スル事務ヲ取扱フ」

6・5 関東州犯罪即決例(勅令二七四)。

「第一条 関東州民政署長、民政支署長又ハ其ノ職務ヲ代理スル官吏ハ其ノ管轄区域内ニ於ケル左ノ  
犯罪ヲ即決スルコトヲ得

一 拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ罪

二 三月以下ノ懲役又ハ百日以下ノ罰金若ハ科料ノ刑ニ処スヘキ賭博ノ罪及拘留又ハ科料ノ  
刑ニ処スヘキ刑法第二百八条ノ罪

三 三月以下ノ懲役禁錮若ハ拘留又ハ百日以下ノ罰金若ハ科料ノ刑ニ処スヘキ行政法規違反  
ノ罪」

6・9 台湾公医規則改正(台湾總督府令八一)。

- 二、元敵国臣民ニシテ法律ニ依リ連合  
國ノ国籍ヲ取得シタル連合国臣民  
右ハ前記記載ノ手續以外ニ尚(略)  
白耳義保安局(Sacréte Publique)  
ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 三、元敵国臣民ニアラル中立国臣民  
前記第一項ニ同シ」

6・10「朝鮮」國勢調査規則（朝鮮總督府令一〇三）。

「第一条 第一回国勢調査ハ國勢調査施行令第一条第一項各号ノ外朝鮮人ニ限り左ノ事項ヲ調査ス

一 読ミ書キノ程度

二 國語ヲ解スル程度」

6・13「朝鮮」對敵取引禁止令施行三閱スル件改正（朝鮮總督府令一〇四）。

6・13「朝鮮」宿泊及居住規則改正（朝鮮總督府令一〇八）。

「第一条第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ警察署又ハ警察官駐在所ノ所在地外ニ在リテハ（略）宿泊人ノ到着ノ届出ハ其ノ翌日中ニ出  
発ノ届出ハ三日内ニ之ヲ為スコトヲ得」

6・20台湾總督府農林専門学校規則（台湾總督府令八三）。

「第十三条 入学志願者カ入学ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試験ニ由リ入学者ヲ選拔スヘシ

前項ノ入学志願者中予科ニ在リテハ修業年限六年ノ公学校ヲ卒業セサル者本科ニ在リテハ予  
科ヲ修了セサル者及台湾公立高等普通学校ヲ卒業セサル者ニ就キテハ試験ニ由リ其ノ学力ヲ  
檢定スヘシ」

6・20台湾總督府商業専門学校規則（台湾總督府令八四）。

「第十三条 入学志願者入学ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試験ニ由リ入学者ヲ選拔スヘシ

前項ノ入学志願者中予科ニ在リテハ修業年限六年ノ公学校ヲ卒業セサル者本科ニ在リテハ予  
科ヲ修了セサル者及台湾公立高等普通学校ヲ卒業セサル者ニ就キテハ試験ニ由リ其ノ学力ヲ

近代外国人關係法令年表（7）

検定スヘシ

6・21 朝鮮総督府及所屬官署官吏以下臨時手当支給規則(朝鮮総督府令一一三)。

6・23 独逸国等ニ属スル財産管理ノ件(勅令三〇四)。

「第一条 政府ハ独逸国、奥地利洪牙利国若ハ土耳其国ニ属シ又ハ其ノ国人若ハ法人ニ属スル財産ヲ管理スルコトヲ得

第二条 政府ハ前条ノ財産ノ所有者、保管者其ノ他關係者ニ対シ其ノ財産ノ所在、種類、數量、価額、權利狀態其ノ他管理ニ必要ナル事項ノ申告ヲ命スルコトヲ得

第四条 第一条ノ財産ノ管理ハ当該官庁ノ管理命令ヲ以テ之ヲ開始ス

管理命令ヲ為シタルトキハ之ヲ告示ス

第七条 当該官庁ハ管理財産ノ所有者又ハ保管者ニ対シ其ノ引渡ヲ命スルコトヲ得

第九条 第一条ノ国、国人又ハ法人ハ其ノ者ニ属スル管理財産ニ関シ処分其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得ス」

6・23 朝鮮総督府中学校規則改正(朝鮮総督府令一一四)。

6・25 独逸国等ニ属スル財産管理ニ関スル勅令施行ニ関スル件(内務省令三)。

「第二条 財産ノ所有者、保管者其ノ他關係者ハ本令施行後十日以内ニ地方長官ニ別記様式ニ依リ財産ニ関スル申告ヲ為スヘシ」

6・25 大正八年勅令第三〇四号(独逸国等ニ属スル財産管理ノ件)ニ依ル管理財産タル国債ニ関スル取扱

手続(大蔵省令一六)。

6・28同盟及連合國とドイツとの平和條約・議定書（ヴェルサイユ條約）署名。日本外交年表並主要文書（上）

7・10「關東州」對敵取引禁止令施行ニ關スル件改正（關東庁令二三）。

7・10「關東州」獨逸國等ニ屬スル財産管理ニ關スル件施行ニ關スル件（關東庁令二五）。

7・11「朝鮮」獨逸國等ニ屬スル財産管理ニ關スル勅令施行ニ關スル件（朝鮮總督府令二三）。

7・11帝國政府ハ伊國政府ヨリ日伊兩國間ニ締結セラレタル通商航海ニ關スル暫定取極ヲ九月三十日限り失効セシムヘキ旨通告ニ接シタル件（外務省告示一五）。

8・13「關東州」貸家業組合規則（關東庁令三五）。

「第一条 大連市並其ノ隣接地域内ニ於テ貸家業ヲ営ム者ハ本令ニ依リ組合ヲ設クヘシ」

8・20朝鮮總督府官制改正（勅令三八六）。

8・20朝鮮總督府地方官制改正（勅令三九一）。

8・20台湾總督府官制改正（勅令三九三）。

8・20朝鮮人タル朝鮮總督府道長官参与官及郡守ノ任用及官等ニ關スル件改正（勅令四〇一）。

近代外國人關係法令年表（7）

7・2英國領土ニ旅行シ又ハ英國領土ヲ通過セントスル者ノ旅券査証ニ關スル件（外務省告示一二）。

「大正七年九月二日外務省告示第十五号ヲ以テ英國領土ニ旅行シ又ハ英國領土ヲ通過セントスル者ハ其旅券ニ英國領事ノ査証ノ外在横浜英國軍事監査官ノ査証ヲ受クルコトヲ要スル旨告示セシ処（略）今後英本國以外ノ同國領土ニ渡航セントスルモノハ其旅券ニ在本邦英國領事ノ査証ヲ受クルヲ以テ足り在横浜英國軍事監査官ノ査証ハ之ヲ要セサルコト、ナリタリ」

8・20 憲兵補規程(陸軍省令二二〇)。

「第一条 憲兵補ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ勤務ニ服ス

第三条 憲兵補ハ朝鮮人ニシテ憲兵補志願者中左ノ各旨ニ該当スル者ヨリ之ヲ採用ス

一 年齢二十歳以上三十五歳以下ナル者

二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナキ者

三 素行善良ニシテ志操確実ナル者

四 身長五尺一寸以上ニシテ身体強健ナル者

五 普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

第七条 憲兵補ノ身分ハ軍屬トス」

8・28 台湾総督府法院条例改正・台湾総督府臨時法院条例廃止(律令四)。

8・28 民事訴訟特別手続改正(律令五)。

8・28 刑事訴訟特別手続改正(律令六)。

9・1 朝鮮総督府道巡查採用及給与令(朝鮮総督府令二三四)。

「第一条 朝鮮総督府道巡查ノ採用ニ付テハ本令ニ規定スルモノノ外明治二十四年内務省訓令第二十

号巡查採用規則ヲ準用ス(略)

第二条 朝鮮総督府道巡查ノ給与ニ付テハ巡查給与令ヲ準用ス

第三条 朝鮮総督府道巡查ニハ加俸ヲ給ス但シ朝鮮人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(略)

第五条 朝鮮総督府道巡查ニハ左ノ区別ニ依リ宿舍料ヲ支給ス但シ朝鮮人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」

9・10 同盟及連合國とオーストリアとの平和條約・議定書・宣言書署名。(日本外交年表並主要文書)上

9・17 台湾公學校令改正(律令八)。

9・17 「台湾」独逸国等ニ屬スル財産管理ニ關スル勅令施行ニ關スル件(台湾總督府令一一九)。

9・20 日仏通商航海條約第五條、第六條、第七條及第十七條並同條約附屬議定書失効ニ關スル件(外務省告示一九)。

「日仏通商航海條約第五條、第六條、第七條及第十七條並同條約附屬議定書ハ仏國政府ヨリノ通告ニ依リ本年九月九日限り失効スヘキモノトナリ居リタル処今般日仏兩國政府間ニ於テ前記日仏通商航海條約ノ諸條及附屬議定書ハ本年九月十日以降之ニ代ルヘキ他ノ協定ノ締結セラルル迄又ハ兩締約國ノ一方ヨリ之カ廢棄ヲ聲明スル迄ノ間三箇月毎ニ暗黙ニ其ノ効力ヲ更新スヘ「キ」(略)趣旨ノ暫定取極成立シタリ」

9・27 朝鮮總督府及所屬官署職員採用ニ關スル件廢止(朝鮮總督府令一四九)。

10・2 日伊通商航海條約ハ本年十月一日以降兩締約國ノ一方ヨリ之カ廢棄ヲ聲明スルマテ効力ヲ存続セシムル趣旨ノ暫定取極成立(外務省告示二一)。

「日伊通商航海條約ハ客年十二月締結ノ日伊通商暫定取極ニ依リ其ノ効力ヲ存続シ來リタルカ本年六月三十日付伊國政府ヨリノ廢棄通告ニ依リ本年九月三十日限り失効スヘキモノトナリ居リタル処今般日伊兩國政府間ニ於テ右通商航海條約ハ本年十月一日以降兩締約國ノ一方ヨリ之カ廢棄ヲ聲明スル迄其ノ効力ヲ存続「スヘキ」(略)趣旨ノ暫定取極成立シタリ」

近代外國人關係法令年表(7)

10・6「朝鮮」墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則改正(朝鮮總督府令一五二)。

「第一条 共同墓地以外ニ於テ祖先又ハ配偶者ノ墳墓ヲ有スル者ハ其ノ境域ニ依リ又ハ之ニ接続シテ  
自己ノ所有地内ニ墓地ヲ設クルコトヲ得」

10・18朝鮮人ノ試補及見習ニ関スル件改正(勅令四四八)。

「第一条「明治四十三年勅令第三百九十六号ニ依リ朝鮮總督府及其ノ所属官署ノ奏任文官ニ任用セラ  
ルヘキ資格ヲ有スル朝鮮人ハ試補、同令ニ依リ朝鮮總督府及其ノ所属官署ノ判任文官ニ任用セラ  
ルヘキ資格ヲ有スル朝鮮人ハ見習トシテ朝鮮總督府及其ノ所属官署ニ属セシメ其ノ庁又ハ他ノ庁ニ於  
テ事務ヲ練習セシムルコトヲ得」中「奏任文官ニ任用セラルヘキ資格ヲ有スル朝鮮人ハ試補、同令  
ニ依リ朝鮮總督府及其ノ所属官署ノ」ヲ削ル」

10・28朝鮮人タル看守及女監取締ノ給与ニ関スル件(朝鮮總督府令一六七)。

11・20对敵取引禁止令を廃止(勅令四六五)。

11・20对敵取引禁止令施行ニ関スル件廃止(外務省令五)。

12・8外国人視察取締ニ関スル件(内務省秘一九六一・各庁府県長官宛警保局長通牒)。(外事警察関係例  
規集)

「従来外国人ニ対シテハ厳密視察取締相成居候戦時中ニ在リテハ主トシテ敵国人ノ警戒ニ重キヲ置  
キタル結果現ニ要視察外国人トシテ名簿ニ編入シタル者二百六人中独逸人八十二人、澳人十六人、  
土耳古人二人合計百一人ノ多キニ達シタルノミナラス其ノ他ノ諸外国人ニシテ名簿ニ編入シタル者

10・28英國ニ於テ公布セラレタル新外国人  
取締令要点摘録(外務省告示二二)。

「一、外国人ノ入国ハ移民官ノ許可ヲ要  
ス

二、外国人ノ入国ハ別表認可港ヨリス  
ルヲ要ス

三、入国ニ際シテハ移民官及医官ノ檢  
査ヲ受ケシムルコトアルヘシ

四、英國ニ入国セムトスル者ハ到着前  
五年以内ニ発給セラレ且写真ノ貼  
付シタル旅券又ハ其ノ他ノ国籍ヲ

証明スルニ足ルヘキ書類ヲ携帯ス  
ルヲ要ス

五、英國ニ於ケル雇主ノ被傭人ト為ル  
目的ヲ以テ渡航スル者ハ労働大臣  
ヨリ雇主ニ発給セラレタル雇入許

可証ヲ呈示スルヲ要ス

六、入国後ハ所轄警察署ニ届出テ登録  
ヲ為シ登録証ヲ受クルヲ要ス但シ  
年齢十六歳未満ノ者又ハ滞在一月

ヲ超エサル者ハ此限ニ在ラス」

12・8幣原駐米大使、日本移民との写真結婚  
による日本女性の渡米を禁止すると

モ多クハ敵探嫌疑ニ依リ視察ヲ加ヘタルモノニ有之候処今ヤ媾和条約モ批准トナリ是等敵探ニ対スル警戒ハ必要ヲ感セサルコトト相成候得共(略)此ノ際慎重ナル調査ヲ遂ケ名簿ヲ整理シ報告セラ  
ルルト共ニ新規要注意人物ノ発見ニ努メラレ度」

12・15 関東庁中学校規則(関東庁令五六)。

「第十三条 第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルヘシ

一 尋常小学校ヲ卒業シタル者

二 他ノ中学校ノ予科又ハ高等学校ノ予科ヲ修了シタル者

三 国語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小学校卒業程度ニ依ル試験ニ合格シタル者」

12・15 〔関東州〕対敵取引禁止令施行ニ関スル件廃止(関東庁令五七)。

12・17 〔朝鮮〕対敵取引禁止令ニ関スル件廃止(朝鮮総督府令一八六)。

12・17 〔朝鮮〕高等普通学校規則改正(朝鮮総督府令一八七)。

12・17 〔朝鮮〕女子高等普通学校規則改正(朝鮮総督府令一八八)。

12・17 京城工業専門学校規程改正(朝鮮総督府令一九一)。

12・17 高等普通学校及女子高等普通学校規則中改正ヲ加ヘタルニ付其施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要(朝鮮総督府訓令四六)。

近代外国人関係法令年表(7)

の政府決定を米国側に通告。(日本外交文書)大正八年一冊

「現行朝鮮教育令ハ其施行以來年ヲ閱スルコト已ニ八年時勢及民度ノ進展頗ル急激ナルモノアルヲ以テ今ヤ之ニ順応シテ適當ナル改正ヲ加フルノ必要ヲ認メ已ニ其ノ調査ニ著手シタリト雖之カ制定実施ニハ相當ノ日子ヲ要スヘキヲ以テ現下最モ改正ノ急ヲ要スト認ムル高等普通教育ニ就キ現行朝鮮教育令ノ許ス範圍内ニ於テ暫定的ニ改正ヲ施スコトトナシ特ニ上級學校トノ關係上内地学制トノ連絡ニ留意シ他日根本的ニ学制改正ヲ実行スル際ニ不便ナカラシムルコトヲ期セリ」

12・29朝鮮總督府及所屬官署官吏以下臨時手当支給規則改正(朝鮮總督府令一九六)。

「第四条 雇員及傭人ノ臨時手当ハ給料ノ現支給額ノ七割トス但シ(略)内地人ニハ左ノ各号ニ依リ之ヲ支給ス(以下各号略)」

前項ニ依ル臨時手当額ハ給料ト合シ内地人ニ在リテ八月額百二十六円、朝鮮人ニ在リテ八月額九十円ヲ超ユルコトヲ得ス」

一〇〇

1・6朝鮮總督府巡査採用及給与令改正(朝鮮總督府令二〇〇)。

1・10同盟及連合國ト独逸國トノ平和條約及付属議定書(條約一)。(『官報』)

1・20「台湾」國勢調査施行規則(台灣總督府令二二五)。

「第二条 台湾ニ於ケル國勢調査ハ國勢調査施行令第二条ノ外仍左ノ事項ヲ調査ス

- 一 種族
- 二 不具ノ種類(聾啞、盲、白痴及瘋癲ニ限ル)
- 三 不具ノ原因
- 四 土語ヲ解スル者(内地人ニ限ル)
- 五 國語ヲ解スル者(本島人及支那人ニ限ル)

大正九

1・13日本政府、シベリアへの軍隊増派を閣

議決定。(『日本外交文書』大正九年一冊下卷)

六 號ミ書キノ程度(本島人及支那人ニ限ル)  
七 阿片烟吸食者(本島人及支那人ニ限ル)

1・20 台湾總督府及所屬官署官吏及同待遇者臨時手当支給規則改正(台湾總督府令二三七)。

1・20 「台湾」對敵取引禁止令ノ施行ニ關スル件廃止(台湾總督府令二三八)。

1・20 台湾總督府國語學校及醫學校生徒學費及旅費支給規則第二條ノ食費増給ノ件改正(台湾總督府令二二九)。

「食費ハ当分ノ内地人生徒ニ在リテハ六錢以内、本島人生徒ニ在リテハ五錢以内ヲ増給スルコトヲ得」のうち「内地人生徒ニ在リテハ六錢以内」ヲ削リ、「五錢」ヲ「十錢」ニ改ム

1・20 台湾總督府師範學校内地人生徒學費給与規則改正(台湾總督府令二四〇)。

1・20 台湾小學校教員及台湾公學校教員免許令施行規則(台湾總督府令二四四)。

1・29 癡癡條例取扱手續改正(閣令一)。

「第六條 外國人ニ對スル金銀木杯、金門又ハ褒狀ノ賜与ハ内國人ノ例ニ依ル但シ帝室ノ貴賓又ハ外國使臣ニ對スル賜与ハ外務大臣勳局總裁ヘ申牒スヘシ授与ノトキハ外務大臣ヲ經由シテ之ヲ傳達ス」

2・5 關東都督府巡查看守在勤手当支給規則改正(關東庁令一)。

「第一條 巡查看守ノ在勤手当ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス」

近代外國人關係法令年表(7)

- 一 関東州内八月額十六円以内関東州外八月額十八円以内トス
- 三 練習又ハ教習中八月額六円トス

2・14 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所は大正九年二月二日限りこれを閉鎖する(勅令二六)。

2・17 露西亜方面ヨリ渡来スル外国人取締方ニ関スル件(内務省秘三九一・関係庁府県長官宛警保局長通牒)。(外事警察関係例規集)

「道般西比利亞地方ニ於ケル政変ノ結果同地方在留外国人ニシテ避難ノ目的ヲ以テ本邦ニ渡航スルモノノ漸次滋カラントスルノ情勢有之候ニ付テハ自今此ノ種外国人ノ取扱ニ関シテハ左記要領ニ適合スルモノノ外之ヲ許可セサルコトニ御処置相成候様致度

一、外国渡航ノ目的ヲ有セス本邦ニ滞留セントスル者ニ対シテハ正規ノ旅券ヲ所持スルコトヲ要スルハ勿論生活費トシテ一人千五百円以上所持スルコト

前項ノ金額ヲ所持セサルモ渡来後ノ生活支持ニ関シ帝國官憲ニ於テ確實ト認ムル引受人アルコト  
一、從來露国方面ヨリ本邦ニ渡来スル外国人ニ対シテハ正規ノ旅券ノ外一人ニ付金二百五十円以上ヲ所持スルコトヲ入国条件トナシ(略)タリト雖モ右ハ専ラ避難難民ニシテ外国ニ渡航ノ為本邦ヲ通過スル者ニ関スル標準ニシテ(略)相当ノ生活ヲ要スル者ハ尚多額ノ費用ヲ要スルモノナルヲ以テ調査ノ上支障ナシト認定シ得ルモノナルコト

一、外国へ渡航ノ目的ニテ一時本邦ヲ通過セントスルモノハ正規ノ旅券並所持金ヲ有スル者ハ速ニ目的地ニ出発スヘキコト及目的地へ入国ノ際旅券ヲ要スル地方へ向フ者ハ必要ナル旅券ヲ有スルカ又ハ帝國駐在当該國領事ノ諒解ヲ得タルコトノ確証ヲ有スルコトヲ要ス

3・4 平和条約ノ実施ニ伴フ流通証券及工業所有權ニ関スル法律(法律一)。

「第二条 同盟及連合國ト独逸國トノ平和条約第三百七条第二項ノ規定ニ依リ効力ヲ回復シタル特許

2・13 日本政府、ニコライエフスクへの増兵を閣議決定。『日本外交文書』大正九年一冊下巻

3・6 大正八年告示第十二号(英國領土ニ旅

權、實用新案權若ハ意匠權又ハ之ニ関スル一切ノ權利ノ効力ハ其ノ回復前當該ノ發明、考案又ハ意匠ニ付權利ヲ取得シ又ハ實施ヲ開始シタル者及其ノ承継人並其ノ權利又ハ實施ニ依リ製作シタル物ニ及ハス」

3・8 [朝鮮]私立學校規則改正(朝鮮總督府令二)。

3・13 退去命令者ノ再入國許可ニ関スル件(内務省秘五〇〇・内務省決定)。(外事警察關係例規集)

〔時局以來外國人ニ對シ追放処分ヲ為シタル者合計四十二件五十二人ニシテ内敵國人三十一件三十九人(獨逸二十七件三十五人、暹羅國四件四人)ニシテ他ハ印度羅馬尼各一人、露國五人、和蘭伊太利、英吉利、北米合衆國各一人ナリ(略)以上ノ者ニシテ平和條約効力發生後再入國ヲ希望出願スルモノアリ(略)再度入國ヲ許可スルトキハ帝國ノ利益ヲ害スルコトナキヲ保スヘカサルノミナラス一度為シタル退去処分ノ効果ハ相當ノ期間之ヲ維持スルヲ要シ之カ入國出願アリタルトキハ原則トシテ之ヲ許可セサルノ方針ニ出ルヲ適當トス然レトモ(略)場合ニ依リ退去並入國ノ事由ヲ審査シ再入國ヲ許可セントス〕

3・24 京城工業專門學校規程改正(朝鮮總督府令二五)。

3・25 大正八年勅令第三〇四号(獨逸國等ニ屬スル財産管理ノ件)ノ効力ヲ將來ニ失ハシムルノ件(勅令四七)。

3・25 獨逸國等ニ屬スル財産管理ノ件(勅令四八)。

3・25 特殊財産管理ニ關スル勅令施行ニ關スル件(内務省令三)。

近代外國人關係法令年表(7)

行シ又ハ通過セントスル者ノ旅券査証ニ関スル件)改正(外務省告示七)。  
〔大正八年七月二日外務省告示第十二号ヲ以テ英本國ニ渡航セントスル者ハ其ノ旅券ニ英國領事ノ査証ノ外在橫濱英國軍事監査官ノ査証ヲ受クルコトヲ要スル旨告示セン處(略)今後ハ左記英國軍事占領地ニ赴ク者ヲ除キ英本國又ハ其ノ領土ニ渡航セントスル者ハ其ノ旅券ニ単ニ在本邦英國領事ノ査証ヲ受クルヲ以テ足り同國旅券監査官(軍事監査官ナル名稱ハ其後旅券監査官ト改正セラレタリ)ノ査証ハ之ヲ要セサルコトナリタル〕

3・27大正九年勅令第四十八号(独逸国等ニ属スル財産管理ノ件)ニ依ル管理財産タル国債ニ関スル取扱  
手続(大蔵省令一一)。

4・1明治二十六年勅令第九十六号(帝国大学及文部省直轄学校雇外国人ニ関スル件)改正(勅令七四)。

4・1朝鮮總督府裁判所令改正(制令三)。

「第二十五条「朝鮮人ニシテ判事又ハ検事タル者ハ民事ニ在リテハ原告被告トモ朝鮮人タル場合刑事  
ニ在リテハ被告人朝鮮人タル場合ニ限り其ノ職務ヲ行フ」削除」

4・8李王職官制改正(皇室令三)。

4・8帝国ト独逸国トノ間ニ設置スル混合仲裁裁判所ニ関スル件(勅令八七)。

4・9朝鮮答刑令を廃止(制令五)。

4・9本邦在任外国人再入国ニ際シ取扱方ニ関スル件(警保局外閣五七七・関係庁府県長官宛警保局長通  
牒)。(外事警察関係例規集)

「在留外国人ニシテ警察官憲発給ノ居住証明書ヲ携帯シ支那、西伯利亚又ハ香港等ニ短期旅行ヲ為シ  
再ヒ帰還スル者ニ対シテハ從來ノ在外帝国官憲ニ於テ作成シタル宣言書又ハ旅券ノ査証等ナキモ囊  
ニ発給シタル居住証明書ニ在外帝国官憲ノ査証ヲ有スルニ於テハ其ノ入国ヲ許可相成度」

4・12「朝鮮」独逸国等ニ属スル財産管理ニ関スル勅令施行ニ関スル件(朝鮮總督府令五〇)。

3・29外交調査会、チエコ・スロバキア軍撤  
退後も日本軍のシベリア駐留を継続  
することを決定。「日本外交文書」大  
正九年一冊下巻

4・14 南洋群島ノ統治ニ関スル件(閣議打合)。〔日本外交文書〕大正九年三冊下巻

4・15 「朝鮮」布教規則改正(朝鮮總督府令五九)。

4・16 混合仲裁裁判所ノ囑託ニ依リ司法裁判所ノ為ス法律上ノ扶助ニ関スル件(勅令一〇七)。

4・27 関東庁臨時戸口調査令(関東庁令五)。

〔第一条 大正九年十月一日午前零時ノ現況ニ依リ現在者及常住者ニ就キ臨時戸口調査ヲ施行ス〕

4・28 王世子李垠ト「梨本宮」方子女王トノ結婚ニ丁リ惠沢ヲ施サムカ為朝鮮人ニ対シ特ニ恩赦ヲ行フノ件(勅令二一〇)。

4・28 「関東州」独逸国等ニ屬スル財産管理ノ件施行ニ関スル件(関東庁令三)。

5・3 樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件(勅令二二四)。

〔第一条 樺太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ関スル事項及土人ノミニ対スル刑事ニ関スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル

前項ニ規定スル事項ニ関スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ〕

5・3 日希修好通商航海条約ハ本年五月十日以降締約国ノ一方ヨリ廢棄ヲ声明スルマテ効力ヲ存続スヘキ趣旨ノ暫定取極成立(外務省告示二一〇)。

5・10 同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約

第八編ニ該当スル損害ヲ受ケタル帝國臣民申告方(外務省令三)。

5・15 外務省令第三号(対独平和条約ニ依ル損害賠償ニ関スル損害申告方)ニ關スル注意。

〔本省令ニ依リ申告スヘキ損害ハ前記平和条約第八編(賠償)第一款第一付屬

- 5・4「朝鮮」李王世子殿下ト方子女王殿下トノ御婚儀ニ方リ政治ニ関スル罪ヲ犯シタル朝鮮人ニ恩赦ノ惠沢ヲ施シ給フニ付当局ノ諸官教典ヲ被リタル者ニ対シ訓戒方(朝鮮總督府訓令二〇)。
- 5・8台湾公学校規則改正(台湾總督府令二四)。
- 5・19台湾總督府及所屬官署官吏及同待遇者臨時手当支給規則改正(台湾總督府令三二)。
- 6・16朝鮮總督府及所屬官署官吏以下臨時手当支給規則(朝鮮總督府令六九)。  
「第一条 朝鮮總督府及所屬官署ニ在勤スル官吏及官吏ノ待遇ヲ受ケル者ニハ第三条ニ規定スル者ヲ除クノ外左ノ各号ニ依リ臨時手当ヲ支給ス(略)」  
第三条 内地人タル巡查、看守、女監取締ニハ俸給(加俸ヲ含ム)ヲ基本トシ左ノ各号ニ依リ臨時手当ヲ支給ス」
- 6・25海軍届出規則(逋信省令六一)。
- 7・5「朝鮮」儒教ノ精神ヲ發揚シ時代ノ趨勢ニ鑑ミ地方ノ情况ヲ察シ適切有効ナル教化ノ施設ヲ為スヘキ件(朝鮮總督府訓令二七)。
- 7・15俘虜情報局官制を廃止(勅令二一〇)。
- 7・24朝鮮人タル宮内官ニシテ旧韓國宮内府其ノ他旧韓國政府ニ在官又ハ在職シタル者ノ恩給及遺族扶助料等ニ関スル件(皇室令七七)。

- 5・21英國ニ支店ヲ有スル本邦商社カ其店員ヲ支店勤務ノタメ同國ニ転勤セシムル場合ニハ同國労働省ノ入国許可ヲ要スルノ規定ヲ適用セサルコトニ決定セル趣在本邦英國大使ヨリ通牒(外務省呈呈二一)。
- 5・27同盟及連合國ト独逸國トノ平和條約ニ依ル財産処理ニ関スル件(勅令一七一)。

7・24 大正九年皇令第七号(朝鮮人タル宮内官ニシテ旧韓國宮内府其ノ他旧韓國政府ニ在官又ハ在職シタル者ノ恩給及遺族扶助料等ニ関スル件) 施行ニ関スル件(宮内省令一〇)。

7・27 台湾總督府地方官官制改正(勅令二一八)。

「第一条 台湾ニ左ノ州及庁ヲ置ク(略)

第三十二条 州ニ郡及市ヲ置ク(略)

第四十六条 郡ニ街又ハ庄ヲ置ク」

7・31 所得税法改正(法律一一)。

7・31 所得税法ノ施行ニ関スル法律(法律一二)。

「第一条 所得税法ハ朝鮮、台湾及樺太ニハ之ヲ施行セス

第二条 朝鮮、台湾、関東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得税法第三条第一

種甲及戊並第二種乙ノ所得ニ付テハ所得税法ニ依ル所得税ヲ課セス」

7・31 関東州所得税令(勅令二二七)。

7・31 樺太所得税令(勅令二二八)。

7・5 第一回国勢調査は朝鮮にこれを施行せず(法律三五)。

8・6 「朝鮮」府制改正(制令二二)。

「第十一条 府尹ノ諮問ニ応セシムル為府ニ協議会ヲ置ク(略)

近代外国人関係法令年表(7)

6・1 独逸国ノタメニ俘虜ト為リ又ハ独逸  
国官憲ノタメニ抑留セラレタル帝国  
臣民ニシテ物品、現金、証券又ハ書類  
ヲ押收セラレタルモノ又ハ其遺族申  
告書提出方(外務省令四)。

第十三条 協議會員ハ之ヲ選挙ス」

8・6 「朝鮮」面制改正（制令二三）。

「第四条 面長ノ諮問ニ応セシムル為面ニ協議会ヲ置ク（略）

第四条ノ三 協議會員ハ朝鮮総督ノ指定スル面ニ在リテハ之ヲ選挙シ其ノ面ニ在リテハ郡守又ハ島司之ヲ命ス」

8・6 朝鮮学校費令（制令一四）。

「第一条 普通学校其ノ他朝鮮人教育ニ関スル費用ヲ支弁スル為府郡島ニ学校費ヲ設ク（略）

第九条 学校費ニ関シ府尹、郡守又ハ島司ノ諮問ニ応セシムル為学校評議會ヲ置ク（略）

第十一条 学校評議會員ハ府ニ在リテハ之ヲ選挙シ郡島ニ在リテハ郡守又ハ島司之ヲ命ス」

8・6 朝鮮道地方費令（制令一五）。

「第一条 各道ノ地方費ハ道ノ地方税其ノ他ノ道地方費ニ属スル收入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第十条 道地方費ニ関シ道知事ノ諮問ニ応セシムル為道評議會ヲ置ク（略）

第十三条 道評議會員ハ道知事之ヲ命ス」

8・6 「朝鮮」府制施行規則改正（朝鮮総督府令一〇二）。

「第二条ノ二 帝國臣民ニシテ独立ノ生計ヲ営ム年齢二十五年以上ノ男子一年以來府住民ト為リ其府

ニ於テ朝鮮総督ノ指定シタル府税年額五百円以上ヲ納ムルトキハ其ノ府ノ協議會員ノ選挙権ヲ有ス（略）

第二条ノ三 協議會員ノ選挙権ヲ有スル者ハ其ノ府ノ協議會員ノ被選挙権ヲ有ス」

8・6 「朝鮮」面制施行規則改正（朝鮮總督府令一〇三）。

「第六條ノ三 帝國臣民ニシテ独立ノ生計ヲ営ム年齢二十五年以上ノ男子一年以來面内ニ住所ヲ有シ其ノ面ニ於テ朝鮮總督ノ指定シタル面賦課金年額五円以上ヲ納ムルトキハ其ノ面ノ協議會員ノ選挙權ヲ有ス（略）」

第六條ノ四 協議會員ノ選挙權ヲ有スル者ハ其ノ面ノ協議會員ノ被選挙權ヲ有ス」

8・6 朝鮮学校費令施行規則（朝鮮總督府令一〇四）。

「第二條 帝國臣民ニシテ独立ノ生計ヲ営ム年齢二十五年以上ノ男子一年以來府内ニ住所ヲ有シ学校費賦課金年額五円以上ヲ納ムルトキハ其ノ府ノ学校評議員ノ選挙權ヲ有ス（略）」

第三條 学校評議員ノ選挙權ヲ有スル者ハ其ノ府ノ学校評議員ノ被選挙權ヲ有ス」

8・6 朝鮮道地方費令施行規則（朝鮮總督府令一〇五）。

「第二條 道評議員ノ定員ノ三分ノ二ハ之ヲ府郡島ニ配当ス（略）」

前項ニ依リ府郡島ニ配当シタル道評議員ハ府郡島毎ニ府面協議會員ノ選挙シタル候補者中ヨリ之ヲ命ス

第三條 前條ニ依リ選挙スルモノノ外道評議員ハ学識名望アル者ニシテ第七條ニ規定スル資格ヲ有スルモノノ中ニ就キ之ヲ命ス

第七條 道評議員候補者ハ一年以來府内ニ住所ヲ有スル帝國臣民ニシテ独立ノ生計ヲ営ム年齢二十五年以上ノ男子ノ中ニ就キ之ヲ選挙スヘシ」

8・7 関税法改正（法律四九）。

8・7 内地台湾又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内国税免除ニ関スル法律（法律五一）。

近代外国人関係法令年表（7）

- 8・7 朝鮮又ハ台湾ヨリ移出シタル物品ノ内地又ハ樺太ニ於ケル取締ニ関スル法律(法律五二)。
- 8・7 関税法関稅定率法保稅倉庫法及仮置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ関スル法律(法律五三)。
- 8・7 戦時海上再保險法廃止(法律五七)。
- 8・11 地方待遇職員令(勅令二四八)。
- 8・11 朝鮮所得稅令(制令一六)。
- 8・12 旅順工科学堂規則改正(關東庁令五三)。
- 8・23 台湾州制(律令三)。  
「第十二条 州ノ事務ニ関シ州知事ノ諮問ニ応セシムル為州ニ協議会ヲ置ク(略)」  
第十四条 協議會員ハ州ニ住所ヲ有シ学識名望アル者ニ就キ台湾總督之ヲ命ス」
- 8・23 台湾市制(律令五)。  
「第十一条 市ノ事務ニ関シ市尹ノ諮問ニ応セシムル為市ニ協議会ヲ置ク(略)」  
第十三条 協議會員ハ市ニ住所ヲ有シ学識名望アル者ニ就キ州知事之ヲ命ス」
- 8・23 台湾街庄制(律令六)。  
「第十三条 街庄ノ事務ニ関シ街庄長ノ諮問ニ応セシムル為街庄ニ協議会ヲ置ク(略)」

第十五条 協議會員ハ街庄ニ住所ヲ有シ学識名望アル者ニ就キ州知事又ハ庁長之ヲ命ス

8・23 台湾所得稅令(律令七)。

8・24 台湾總督府職員旅費規則(台湾總督府令四四)。

8・26 關稅法等ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(勅令三〇六)。

8・30 「朝鮮」國勢調査規則を廢止(朝鮮總督府令一一)。

9・4 猶太民族獨立主義者ノ「パレスティン」入國ニ関シ英國官憲ヨリ証明書發給ノ件(警保局外國一〇

〇六・關係庁府県長官宛警保局長通牒)。(外務警察關係例規集)

「猶太民族獨立主義者ニシテ本國政府ノ成立ニ至ル迄正当旅券ヲ取得スルコト不能ナル者ノ「パレスティン」入國手續ニ関シ今般英國政府ハ是等主義者中(一)「パレスティン」ニ出生セシ者及(二)

「パレスティン」ノ國籍ヲ取得セント欲スル者ニシテ一定員數以內ノモノニ対シ同主義者団体ノ証明ニ依リ英國官憲ヨリ本人ノ人相書及写真ヲ添付シタル別紙写ノ如キ証明書ヲ發給スルコトニ決定シタル趣ニ付御了知相成度候」

9・7 宮内官官等俸給令改正(皇室令一〇)。

9・15 短期旅行スル在留外國人ノ再入國取扱ニ関スル件(警保局外井三六九・福井県知事宛警保局長回答)。

〔外務警察關係例規集〕

「在留外國人ニシテ警察官憲發給ノ居住証明書ヲ携帯シ(略)短期間旅行シ再ヒ本邦ニ帰還スル者ノ

近代外國人關係法令年表(7)

9・17 日本政府、日中軍事協定廢止を閣議決定。〔日本外交文書〕大正九年二冊下

入国ニ際シ提示金要否ニ関シ御照会相成候処(略)短期間ノ旅行ナルヲ以テ帰来ノ際ハ規定ノ所持金ヲ有セサルモ其ノ入国ヲ許可致シ差支無之ト存候」

9・29台湾總督府巡查看守等ノ給与ニ関スル件改正(勅令四三三)。

〔第二条 内地人タル台湾總督府巡查ニハ月俸ト同額以内ノ月額ノ加俸ヲ給ス(略) 台湾總督府巡查ニシテ蕃地又ハ僻地ニ勤務スル者ニハ前項ノ規定ニ依ル加俸ノ外月俸ノ十分ノ四以内ノ月額ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得〕

11・10朝鮮教育令改正(勅令五二九)。

〔第九条 普通学校ノ修業年限ハ六年トス但シ土地ノ状況ニ依リ五年又ハ四年ト為スコトヲ得〕

11・11朝鮮總督府道巡查採用及給与令改正(朝鮮總督府一四二)。

〔第二条 朝鮮總督府道巡查ニハ加俸ヲ給ス但シ朝鮮人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス〕 削除」

11・17「朝鮮」刑死者ノ墳墓祭祀肖像等ノ取締ニ関スル件(朝鮮總督府令一六〇)。

〔第二条 刑死者ノ墳墓又ハ墓標ヲ建設セムトスル者ハ位置、構造及設備ヲ具シ道知事ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ変更セムトスルトキ亦同シ〕

第三条 刑死者ノ為公然葬儀又ハ祭祀ヲ行フコトヲ得ス

第四条 刑死者ノ写真其ノ他ノ肖像若ハ筆跡ノ類ヲ公然陳列シ若ハ頒布シ、刑死者ヲ賞揚スル行為ヲ為シ又ハ刑死者ヲ追悼スル為集会ヲ為スコトヲ得ス

巻

10・1第一回國勢調査を実施。

11・15國際連盟第一回總會開会(ジュネーヴ)。

〔日本外交文書〕大正九年三冊上巻

刑死者ノ形像又ハ記念碑ヲ建設スルコトヲ得ス」

11・18 朝鮮徵發令(制令二五)。

11・20 朝鮮地方待遇職員令(勅令五四)。

「第五條 第一條又ハ第二條ノ職員「土木書記・土木技師・産業書記・産業技師等」ノ任免、待遇、俸給及休職ニ関シテハ本令ニ規定スルモノノ外地方待遇職員令ヲ準用ス

第六條

明治四十三年勅令第三百九十六号第五條「朝鮮人ニシテ朝鮮總督ノ定メタル試験ニ合格シタル者(略)ハ特ニ之ヲ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得」ノ規定ニ依リ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得ル者ハ判任官待遇事務職員「土木書記・産業書記」ニ之ヲ任用スルコトヲ得」

11・20 「台湾」戸口規則改正(台湾總督府令七八)。

11・22 世界戰爭ニ因リ影響セラレタル工業所有權ノ保存又ハ回復ニ関スル取極(案約七)。

11・29 「樺太」居住者届出規則(樺太庁令三五)。

「第二條 樺太ニ居住スル者ハ其ノ居住ノ日ヨリ又一定ノ場所ニ九十日以上滞在スル者ハ居住者ニ準シ其ノ九十日ヲ超ヘタル日ヨリ十日内ニ(略)之ヲ届出ツヘシ」

12・3 台湾徵發令(律令二三)。

12・16 台湾州戸税規則(台湾總督府令一六七)。

近代外國人關係法令年表(7)

11・18 同盟及連合國ト墺地利國トノ平和條約ニ依ル財産処理ニ関スル件(勅令五三四)。

11・24 仏領印度支那渡航者ノ旅券ニ査証ヲ要スル件。

「仏領印度支那政府ハ向後乗船港駐在仏國官憲ノ査証アル旅券ヲ帶有スル者ニアラサレハ同地旅行者ノ上陸ヲ許可セサル旨在京仏國大使ニ於テ同政府ヨリ通知ニ接シタル趣ヲ以テ仏領印度支那旅行者ハ同地入國及滞在ノ

「第一条 同居者タルト寄寓者タルトト問ハス独立ノ生計ヲ営ム者ヲ以テ構戶者ト看做ス」

12・17 朝鮮總督府看守長特別任用學術試験及実務考査規程(朝鮮總督府令一六九)。

「第三条 學術試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 監獄ニ関スル諸法規
- 二 朝鮮刑事令ノ大要
- 三 會計法規ノ大要
- 四 作文、算術
- 五 朝鮮語(朝鮮人タル看守ニ在リテハ國語)」

12・17 國際連盟理事會、南洋諸島に對する日本の委任統治條項を承認。

「第一条

日本國皇帝陛下(以下受任國ト稱ス)ニ委任ヲ付与シタル諸島ハ太平洋中赤道以北ニ位スル旧獨逸領諸島ノ全部ヲ含ム

第二条

受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ全權ヲ有スヘク且狀況ニ応シ必要ナル地方的變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用スルコトヲ得受任國は本委任統治條項ニ依ル地域ノ住民ノ物質的及精神的幸福並社会的進歩ヲ極力増進スヘシ

第三条

受任國ハ奴隸賣買ヲ禁止スルコト並須要ナル公共的工事及役務ノ為ニスル場合ヲ除クノ外強制労働ヲ許容セサルコトヲ督視スヘシ右例外ノ場合ニ於テモ相当ノ報償ヲ支払フコトヲ要ス(略)

第四条

土著民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ

タメ其ノ旅券ニ査証ヲ受ケテ出發スヘキ様周知方在京仏國大使ヨリ通知アリタリ」

12・8 米國カリフォルニア州排日土地法案、

住民投票により成立(12・9 発効)。(「日本外交文書」大正九年一冊上卷)

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| <p>一九二〇</p> | <p>土著民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域ノ地方的防衛ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ禁止スヘシ又本地域内ニ陸海軍根拠地又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス</p> <p>第五条</p> <p>公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ関スル地方的法規ニ反セサル限り受任國ハ本地域内ニ於テ良心ノ自由並各種札拜ノ自由執行ヲ確保シ又連盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其ノ職務ヲ行フ為本地域内ニ到リ、旅行シ又ハ居住スルコトヲ許スヘシ</p>  | <p>1・3 幣原駐米大使、カリフォルニア州排日土地法に抗議する覚書を國務長官代理に手交。『日本外交文書』大正十年一冊上卷</p> |
| <p>一九二一</p> | <p>1・6 「朝鮮」在内地官費朝鮮學生規程（朝鮮總督府令一七〇）。</p> <p>1・17 台湾總督府外國留學生規程改正（勅令八）。</p> <p>1・17 關東都督府外國留學生規程改正（勅令九）。</p> <p>1・21 日独混合仲裁裁判所手續準則（外務省告示二）。</p> <p>1・24 「台湾」地方官官制ヲ改正シ州制及市制街庄制ヲ公布シタルニ付実施上趣旨体得方（台湾總督府諭告三）。</p> <p>1・26 朝鮮教育令中改正施行上普通學校規則及高等普通學校規則ニ改正ヲ加ヘタルニ付実施ニ関シ注意方（朝鮮總督府訓令五五）。</p> <p>2・12 朝鮮總督府事務官等ノ特別任用ニ關スル件（勅令二六）。</p> | <p>1・28 日中軍事協定廃棄に關する公文を交換。『日本外交文書』大正十年二冊</p>                      |

2・18 朝鮮總督府警察官旅費規則改正(朝鮮總督府令一八七)。

3・5 退去受命者再入國許可ニ関スル件(内務省秘五九一・内務省決定)。(外事警察關係例集)

〔時局ニ際シ本邦ヲ追放セラレタル外國人ノ再入國ニ関シテハ客年二月十三日(略)方針決定ノ処之等ノ大部分ハ独逸人ニシテ戰爭中祖國ノ利益ヲ図リタル疑ヒアリタルモノナリ(略)嫌和条約實施後既ニ年余ヲ經過シタル今日依然從來ノ方針ヲ固持シテ其ノ入國ヲ解禁セサルハ徒ニ兩國間ニ牆壁ヲ設クルモノニシテ得采國交上ニモ影響スル処尠シナラス故ニ今後彼等ニシテ再入國ヲ希望スル者有之ニ於テハ各人ニ付事情ヲ審査シ支障ナキ者ニ對シテハ之ヲ許可セントス〕

3・15 台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律(法律三)。

〔第一条 法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(略)〕

第二条 台湾ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前条ノ規定ニ依リ難キモノニ関シテハ台湾特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限り台湾總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得〕

3・15 朝鮮總督府道警部及道警部補特別任用ニ関スル考試規程(朝鮮總督府令一九六)。

3・16 台湾庁地方費台稅規則(台湾總督府令一七七)。

〔第一条 戶稅ハ同居者タルト寄寓者タルトヲ問ハス庁管内ニ住所ヲ有シ又ハ三箇月以上滞在シ独立ノ生計ヲ営ム者ニ賦課シ其ノ三箇月以上滞在スル者ハ滞在ノ初ニ廻リ賦課ス〕

3・22 明治三十二年府令第百一号(外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者取扱ニ関スル件)改正(台湾總督府令一九七)。

3・30軍用自動車補助法改正（法律二四）。

〔第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム〕

補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ内地、朝鮮、台灣、樺太、関東州又ハ南滿州鉄道付屬地ニ存在スル自動車製造所又ハ自動車ヲ有スル帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ限ル但シ社團法人ハ株式会社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半数カ帝國臣民ニ屬スルモノ其ノ他社團法人ニ在リテハ其ノ總社員カ帝國臣民ナルモノナルコトヲ要ス〕

4・1憲兵補ノ恩給ニ關スル法律（法律三三）。

4・1所得稅法施行規則改正（勅令六九）。

4・1憲兵補ノ等級ニ關スル件（勅令七〇）。

4・8樺太ノ地方制度ニ關スル法律（法律四七）。

〔第一條 樺太ニ地方ノ事務ヲ処理セシムル為町又ハ村ヲ置ク〕

4・8戶籍法改正（法律四八）。

〔第四十二條ノ二 第三十一條乃至第三十四條及ヒ第三十五條第一項ノ規定ハ共通法第三條ノ規定ニ依リテ内地ノ家ヲ去リタル者及ヒ他ノ地域ノ家ヲ去リテ内地ノ家ニ入りタル者ノ戶籍ノ記載手續ニ付キ之ヲ準用ス〕

4・8西伯利亞・支那方面ヨリ渡來スル身元分明ナラサル露國人ノ入國ニ關スル件（警保局外閣一六八）。

近代外國人關係法令年表（一）

3・30南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律（法律二五）

4・2伯刺西爾國制定ノ外國人入國取締法（外務省告示二二）。

〔第一條 政府ハ左記各項ニ該当スル外國人ノ入國ヲ拒否スルコトヲ得

一、本法第二條ノ規定ニ該当スル者

二、不具者、盲目者、瘋癲者、乞食、

不治ノ疾患者又ハ伝染制重患者

三、醜業ノ目的ヲ以テ渡來スル婦人

四、六十歳以上ノ者〕

4・4米穀法（法律三六）。

庁府県長官宛警保局長通牒。(外務省警察関係例規集)

「從來露国人ノ本邦入国ニ関シテハ在外帝国公館ニ於テ厳密調査ノ上旅券ヲ与ヘタル次第ナルモ多数ノ露国人ニ就キ其身元ヲ知悉スルコトハ殆ト不可能ノ状況ナルヲ以テ今般外務省ト協議ノ上今後在西比利亞北部支那及上海帝国公館ニ於テ露国人ヨリ本邦渡航ノ為旅券査証ノ出願アリタル場合ハ左記ノ通取扱フコトニ決定致候(略)

- 一、取調ノ上身元明瞭ナルトキハ從來通り領事官限リニ於テ査証ヲ与ヘ又ハ之ヲ拒絶スルコト
- 二、取調ノ上尙身元判明セサル場合ハ其ノ領事館所在地及本邦内ニ於テ確實ナル身元引受人各二名ヲ立テシメタル上本人ノ入国許可ニ関シ外務大臣宛請訓スルコト

4・11市制改正(法律五八)。

「第九条 市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ市公民トス(略)

- 一 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者
- 二 独立ノ生計ヲ営ム者
- 三 二年以來其ノ市住民タル者
- 四 二年以來其ノ市ノ直接市税ヲ納ムル者

4・11町村制改正(法律五九)。

「第九条 町村住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ町村公民トス(略)

- 一 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者
- 二 独立ノ生計ヲ営ム者
- 三 二年以來其ノ町村住民タル者
- 四 二年以來其ノ町村ノ直接町村税ヲ納ムル者

4・15 外国人入国ニ関スル件改正（内務省令二二）。

4・19 朝鮮總督府高等普通学校官制改正（勅令二二二）。

4・25 台湾公学校官制改正（勅令一三三）。

4・25 台湾公立高等普通学校官制改正（勅令一三四）。

4・25 台湾公立女子高等普通学校官制改正（勅令一三五）。

4・25 台湾公立実業学校官制改正（勅令一三六）。

4・25 明治三八年勅令第二七号（台湾ニ於ケル蕃人ノ子弟ヲ就学セシムヘキ公学校ニ関スル件）を廃止（勅令一三九）。

4・27 外国人入国ニ関スル省令取扱方ノ件（内務省秘七八九・關係庁府廳長官宛内務次官通牒）。〔外事警 察關係例規集〕

4・29 「台湾」明治二八年日令第三号（清國人台湾上陸條例）を廃止（台湾總督府令九）。

4・29 「台湾」明治三三年府令第七一号（外國人取扱規則）改正（台湾總督府令一〇）。

「第一条ノ二 前二条ノ規定ハ支那人ニ之ヲ適用セス

第十四条 支那人ニ関シ別ニ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル」

近代外国人關係法令年表（一）

4・21 英國經由歐洲諸國（行旅券ノ査証方）。

4・28 北米合衆国大統領ハ巴奈馬運河地帯  
渡航者ノ旅券ニ関シ命令ヲ公布セル  
旨在米幣原大使ヨリ電報（外務省告示  
一五）

4・30 特許法改正(法律九六)。

4・30 実用新案法改正(法律九七)。

4・30 意匠法改正(法律九八)。

4・30 商標法改正(法律九九)。

4・30 弁理士法(法律一〇〇)。

「第二条 左ノ条件ヲ具フル者ハ弁理士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ外國ノ国籍ヲ有スル者ニシテ私法上ノ能力者タルコト

二 帝国内ニ住所ヲ有スルコト

三 弁理士試験ニ合格シタルコト」

5・6 「台湾」外國旅券規則改正(台湾總督府令一五)。

「第一条 台湾ヨリ外國ニ渡航セムトスル帝國臣民ニシテ旅券ノ下付ヲ請フ者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ戸籍謄本、戸口調査簿ノ抄本又ハ其ノ氏名、本籍地及身分ヲ証明スヘキ文書ヲ添付シ其ノ本居地若ハ寄留地ヲ管轄スル知事又ハ厅长ノ認定ニ依リ戸籍謄本又ハ其ノ他ノ文書ノ添付ヲ省略セシムルコトヲ得」

5・27 台湾公立簡易実業学校規則改正(台湾總督府令三)。

5・13 日本政府、極東共和国での有産民主制の確立等を条件にシベリアからの撤兵を閣議決定。『日本外交文書』大正十年一冊下巻)

5・13 米國移民制限法、連邦上下院を通過(5・19 大統領署名、6・3 発効)。へ『日本外交文書』大正十年一冊上巻)

5・19 白耳義國ニ入國又ハ同國通過ノタメ必要トセシ旅券ノ査証手續ニ関シ在

5・27「台湾」蕃人公学校規則改正（台湾總督府令二三）。

「第一条 公学校ニシテ専ラ蕃人ノ子弟ヲ就学セシムルモノヲ蕃人公学校トス  
蕃人公学校ニ関シテハ本令ニ依ル」

5・27台湾公立女子高等普通学校規則改正（台湾總督府令二五）。

6・1台湾總督府評議會官制（勅令二四一）。

「第一条 評議會ハ會長一人、副會長一人及會員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 會長ハ台湾總督、副會長ハ台湾總督府總務長官ヲ以テ之ニ充ツ

會員ハ台湾總督府内高等官及台湾ニ居住スル学識経験アル者ノ中ヨリ台湾總督之ヲ命ス」

6・6「朝鮮」齒科醫師規則改正（朝鮮總督府令二三）。

6・8本邦ニ入国スル白耳義國人ノ旅券査証ニ関スル件（内務省秘九七〇・關係庁府県長官宛警保局長通  
牒）。〈外事警察關係例規集〉

「自今白耳義國人入国ニ際シ所持ノ旅券ニ在外帝國官憲ノ査証ナキ者アリトスルモ他ニ容疑ノ点無之  
ニ於テハ特ニ入国許可相成候様致度」

6・10「朝鮮」在内地官費朝鮮学生規則改正（朝鮮總督府令四八）。

6・10日本政府、「南洋群島ノ統治ニ関スル件」を閣議決定。〈日本外交文書〉大正十年三冊上巻

近代外國人關係法令年表（7）

本邦白耳義國代理公使ヨリ通牒（外務  
省告示一八）。

「白耳義國ニ入国又ハ同國通過ノタメ必  
要トセン旅券ノ査証手続ハ本年四月  
一日以降本邦人ニ対シ免除セラル但  
シ同國ノ国境及内地ニ於テ官憲ヨリ  
旅券ノ提示ヲ請求セラルヘキニ由リ  
自國政府発給ノ正規旅券ヲ携帯スル  
コトハ必要ナル旨本國政府ノ通知ニ  
基ク趣ヲ以テ今般在本邦白耳義國代  
理公使ヨリ通牒ニ接セリ」

法経研究四四卷二号(一九九五年)

6・13 朝鮮總督府及所屬官署勸勉手当支給規則(朝鮮總督府訓令二三)。

6・16 台湾小学校規則改正(台湾總督府令四四)。

「第一条 小学校ハ内地人ノ児童ヲ教育スル所トス」

6・20 台湾所得稅令改正(律令四)。

6・20 「台湾」罰金及笞刑処分例を廢止(律令七)。

6・23 共通法第三条の規定及び大正一〇年法律第四八号(戶籍法改正)は大正一〇年七月一日より施行する(勅令二八三)。

6・23 旅順師範學堂付屬公學堂規則(關東庁令一五)。

「第一条 旅順師範學堂付屬公學堂(以下単ニ付屬公學堂ト称ス)ハ關東州公學堂規則第一条ノ旨趣ニ拠リ児童ヲ教育シ師範學堂生徒ヲシテ教育実習ヲ為サシメ兼テ支那人児童ニ対スル普通教育ノ方法ヲ研究スル所トス」

6・23 關東庁中学校規則改正(關東庁令二二)。

「第一条 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為シ日本人ニ対シテハ特ニ国民道德ノ養成ニ力ムヘキモノトス」

第四条 各學科目ノ教授要旨及程度ハ特ニ定ムルモノヲ除クノ外中学校令施行規則ニ準拠スヘシ(略)

支那人ニ課スヘキ修身、國語及漢文、歴史、地理、法制及經濟ノ教授要旨及其ノ程度ハ關東

長官ノ認可ヲ受ケ学校長之ヲ定ム

第六條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

支那人ニ對シテハ關東長官ノ認可ヲ受ケ各学年ニ於ケル各科目ノ每週教授時數ヲ増減シテ課スルコトヲ得」

6・24 台湾公立高等普通学校規則改正（台湾總督府令六一）。

6・27 台湾公学校規則改正（台湾總督府令七五）。

7・7 朝鮮地方待遇職員令改正（勅令三〇五）。

7・8 「朝鮮」外國旅券規則改正（朝鮮總督府令五七）。

7・9 「朝鮮」朝鮮總督府師範学校規則（朝鮮總督府令六七）。

「第一條 朝鮮總督府師範学校ハ男子ニシテ小学校教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第四條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ年齡十二年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス」

7・9 官立学校生徒學費給与並卒業者服務規程（朝鮮總督府令六八）。

「第一條 左ノ各号ノニ該当スル者ニハ學費ヲ給与ス

一 朝鮮總督府師範学校生徒

二 高等普通学校及女子高等普通学校ノ師範科生徒

三 高等普通学校第四学年又ハ女子高等普通学校第三学年ノ生徒ニシテ高等普通学校又ハ女子

近代外國人關係法令年表（一）

子高等普通学校ノ師範科ニ入学ヲ希望スル者ノ中特ニ指定セラレタル者」

7・9 帝國政府ハ独逸國政府ニ対スル通告ヲ以テ帝國版図内又ハ其ノ管治スル地域内ニ於ケル独逸財産ニ  
対シテ独逸和条約ノ規定ヲ援用シ之ヲ差押フルノ權利ヲ拋棄シタリ(外務省告示二二)。

7・19 台湾公立高等女学校規則改正(台湾總督府令八八)。

「第一条 高等女学校ハ内地人ノ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ  
養成ニ努メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」

7・19 台湾商業学校規則(台湾總督府令八九)。

「第一条 商業学校ハ本島ノ内外ニ於テ商業ニ従事セムトスル内地人ノ男子ニ須要ナル教育ヲ為スヲ  
以テ目的トス」

7・20 台湾工業学校規則(台湾總督府令九〇)。

「第一条 工業学校ハ本島ノ内外ニ於テ工業ニ従事セムトスル内地人ノ男子ニ須要ナル教育ヲ為スヲ  
以テ目的トス」

7・20 台湾總督府師範学校付属公学校規則改正(台湾總督府令九三)。

7・20 「台湾」外国旅券規則改正(台湾總督府令九四)。

7・23 「朝鮮」民籍法改正(朝鮮總督府令九八)。

「第五条ノ二 申告事件ノ本人ノ本籍カ一ノ府又ハ面ヨリ他ノ府又ハ面ニ転属スル場合ニ於テハ申告

7・12 露領沿海州浦潮斯德地方商工業不振  
ノタメ沿海州ニ入境スル外國人ハ外  
国旅券ノ外金二百留以上携帯スルヲ  
要スル旨ノ命令發布セラレタル趣在  
浦潮斯德菊池總領事ヨリ報告(外務省  
告示二二)。

ヲ受理シタル府尹又ハ面長ハ民籍ノ記載ヲ為シタル後遲滞ナク申告書ノ一通ヲ他ノ府尹又ハ面長ニ送付スヘシ

第五條ノ三 前條ノ場合ヲ除クノ外他ノ府尹又ハ面長カ民籍ノ記載ヲ為スヘキ必要アル場合ニ於テハ申告ヲ受理シタル府尹又ハ面長ハ遲滞ナク申告書ノ一通ヲ他ノ府尹又ハ面長ニ送付スヘシ

7・23「朝鮮」朝鮮人ト内地人トノ婚姻ノ民籍手續ニ関スル件（朝鮮總督府令九九）。

「第一條 朝鮮人ト内地人トカ朝鮮ニ於テ婚姻ヲ為シタルトキハ婚姻ノ日ヨリ十日以内ニ当事者双方ヨリ府尹又ハ面長ニ届出ツヘシ

第二條 婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ為スヘシ但シ朝鮮人カ女戸主タル内地人ト入夫婚姻ヲ為シタル場合ニ在リテハ妻ノ所在地ニ於テ之ヲ為スヘシ

第九條 民籍法第五條ノ二乃至第五條ノ六ノ規定ハ婚姻又ハ離婚ニ因リ朝鮮ノ家ヲ去リタル者及内地ノ家ヲ去リテ朝鮮人ノ家ニ入りタル者ノ民籍ノ記載手續ニ付テ之ヲ準用ス

第十一條 本令施行前朝鮮人ト内地人トノ間ニ為シタル婚姻又ハ離婚ニシテ民籍法又ハ戸籍法ニ從ヒ申告又ハ届出アリタルモノニ付テハ府尹又ハ面長ハ本令ノ定ムル所ニ準シ入籍、除籍其ノ他ノ手續ヲ為スヘシ

7・23「台湾」州市有給吏員宿舍料支給規則（台湾總督府令一〇八）。

「第一條 州市有給吏員ニ宿舍料ヲ支給スル場合ハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ本島人ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス」

7・23台湾公立幼稚園規則（台湾總督府令一〇九）。

「第六條 内地人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ノ幼児ノ年齢ハ三歳一日ヨリ尋常小学校ニ入学スル迄ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

近代外國人關係法令年表（7）

本島人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ノ幼児ノ年齢ハ三歳一日ヨリ公学校ニ入学スル迄ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七條 内地人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ニ本島人ヲ入園セシメムトスルトキ又ハ本島人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ニ内地人ヲ入園セシメムトスルトキハ其ノ都度園長ニ於テ州知事又ハ庁長ノ許可ヲ受クヘシ

7・26 「樺太」大正七年庁令第ニ号(外国人入園ニ関スル件)改正(樺太庁令二七)。

「前」[第一条第一]項第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタルモノニシテ本国官憲ノ發給ニ係リ且本邦上陸前一年以内ニ在外帝國大公使又ハ在外帝國領事官ノ査証ヲ經タルモノニ限ル

8・5 要注意外国人名簿作成方ノ件(警保局外発六四・各庁府県長官宛警保局長通牒)。(外事警察關係例規集)

8・8 日本及び他国を列記した旅券を有する米国人が日本渡航前に他国へ行く場合でも、原則としてあらかじめ米国駐在の日本外交官もしくは領事官の査証を受けなければならない(警保局外関七八・外務省通商局長宛警保局長回答)。(外事警察關係例規集)

8・9 帝國ト洪牙利國トノ間ニ設置スル混合仲裁裁判所ニ関スル件(勅令三七五)。

8・9 同盟國及連合國ト洪牙利國トノ平和條約ニ依ル財産処理ニ関スル件(勅令三七六)。

8・9 混合仲裁裁判所ノ囑託ニ因リ司法裁判所ノ為ス法律上ノ補助ニ関スル件改正(勅令三七七)。

8・1 露領沿海州ニ入境スル外国人ハ提示金ヲ携帯スルヲ要スル旨公表セルトコロ実施ヲ延期セル由通知アリタル趣在内地渡辺總領事代理ヨリ電報(外務省告示二五)。

8・18 王世子「李垠」ノ系嗣ニ殿下ノ敬称ヲ用ヒシム（詔書）。

8・30 日本バラクアイ通商条約（条約四）。

9・12 台湾地方待遇職員令（勅令四〇六）。

10・3 支那人労働従事ニ関スル件（警保局外京一〇七・京都府知事宛警保局長通牒）。〔外事警察関係例規集〕

〔自動車運転手を志願する京都府下在住中国人は〕明治三十二年七月二十八日内務省令第四十二号第一  
二条ニ所謂運搬ニ関スル労働ニ従事スル者ニ該当スルモノトシテ「不許可の」取扱相成度」

10・6 「樺太」土人戸口届出規則（樺太庁令三五）。

「第一条 本島ニ居住スルアイヌ、ニクブン、オロッコ、キーリン、サンダー等ノ土人ニシテ左記ノ  
場合ニ該当スルトキハ速ニ之ヲ届出ツヘシ

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 一 出生             | 五 転居   |
| 二 死亡又ハ所在不明       | 六 同居   |
| 三 結婚、離婚、養子縁組又ハ離縁 | 七 一家創立 |
| 四 家長相統           | 八 改氏名  |

10・11 府県税戸数割規則（勅令四三二）。

「第一条 戸数割ハ一戸ヲ構フル者ニ之ヲ賦課ス  
戸数割ハ二戸ヲ構ヘサルモ独立ノ生計ヲ営ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得」

近代外国人関係法令年表（7）

10・11日壤混合仲裁裁判所手続準則(外務省告示三三)。

11・24朝鮮民事令改正(制令一四)。

「第十一条 朝鮮人ノ親族及相続ニ関シテハ第一条ノ法律ニ依ラス慣習ニ依ル但シ親權、後見、保佐人及無能力者ノ為ニ設クヘキ親族会ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス」

11・30常設國際司法裁判所規程ニ関スル署名議定書(条約八)。

12・6「朝鮮」民籍法改正(朝鮮總督府令一五〇)。

12・6「朝鮮」民籍法執行心得改正(朝鮮總督府訓令八)。

12・14「朝鮮」弁護士規則改正(制令一五)。

「第一条第一項第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 日本臣民タル年齢二十年以上ノ男子ニシテ朝鮮弁護士試験ニ合格シタル者

第二十九条中「朝鮮人弁護士試験」ヲ「朝鮮弁護士試験」ニ改ム」

12・14朝鮮弁護士試験規則(朝鮮總督府令一五三)。

12・14大連及旅順市規則改正(關東庁令七〇)。

「第六条 大連市會議員定数中半数ハ別ニ定ムル規定ニ依リ之ヲ選挙シ半数ハ其ノ市内ニ居住ノ学識、名望アル者ニ就キ民政署長之ヲ選任ス

旅順市會議員定数中半数ハ其ノ市ニ居住シ学識、名望アル者ニ就キ民政署長之ヲ選任シ半数

11・12ワシントン會議開催(122・2・6)。

11・15瑞西國政府ニ於テ同國入國ノ外國人ニ對シ新ニ特別査証ノ制度ヲ設ケ実施セル旨在瑞西有吉公使ヨリ報告(外務省告示三七)。

「一、特別査証ハ旅行者ニ限ラレ居住、被備又ハ独立且繼續的職業ニ従事スル目的ノ為メ入國セムトスル者ニ適用セス

三、特別査証ハ外國ニ於ケル瑞西公使館及領事官若ハ各連邦政府ニ於テ之ヲ行フ」

11・25皇太子裕仁、摂政となる(詔書)。

ハ其ノ市ニ居住スル者ニ就キ民政署長ノ選任シタル議員之ヲ選挙ス」

12・14 大連市會議員選挙規則（関東庁令七一）。

「第一条 市ニ居住シ左ノ要件ヲ具備スル者ハ選挙権ヲ有ス（略）

一 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者

二 独立ノ生計ヲ営ム者

三 一年以來市費戸別割年額五円以上ヲ納ムル者」

12・15 外務省、「日米西國間ニ於ケル『ヤップ』等及赤道以北委任統治地域ニ関スル協定要領」を公表。へ

『日本外交書』大正十年三冊上巻

12・16 特許法施行令（勅令四六〇）。

12・16 特許登録令改正（勅令四六一）。

12・16 弁理士法施行令（勅令四六六）。

12・24 南洋諸島住民の国籍問題に關してはなお法理上議論の余地があるため決定は後日に留保し、さしあたり「所屬民」と稱し、当該住民の實際上の取扱は委任統治条項の範圍内で原則上帝國臣民に準ずるものとする（内閣總理大臣より外務大臣宛「南洋原住民ノ国籍ニ関シ閣議決定ノ件」。『日本外交文書』大正十年三冊上巻）

近代外国人關係法令年表（7）